

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況
について」

平成25年10月

会計検査院

会計検査院は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の3の規定に基づき、平成17年10月に「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について」を、また、21年10月に「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について」をそれぞれ参議院に報告し、その中で、国庫補助金等により国所管の公益法人等に設置造成された基金等についての検査結果を記述している。また、同法第30条の2の規定に基づき、23年10月に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を国会及び内閣に報告し、その中で、国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金についての検査結果を記述している。そして、これらの報告書において、国庫補助金等により設置造成された基金について、多角的な観点から引き続き検査していくこととするなどとしているところである。

そして、政府は「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定）を策定し、行財政改革の一環として国庫補助金等の交付により設置造成した基金を保有する法人の見直しを行っている。一方で、政府は、20年9月の世界的な金融危機を受けて、緊急経済対策等の一環として、20、21、22各年度の補正予算により、複数年度の事業実施を前提とした多数の基金を新規に設置造成し、また、23年3月の東日本大震災を受けて、復旧・復興に資する施策等を行う一環として、23年度の補正予算により、基金を新規に設置造成している。

本報告書は、以上のような経緯等を踏まえて、国庫補助金等の交付により法人に設置造成された基金の状況や上記の基準による基金の見直しの状況等について、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成25年10月

会計検査院

目次

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 1 検査の背景 | 1 |
| (1) 基金の概要 | 1 |
| (2) 基金の運営形態及び使途 | 1 |
| ア 運営形態別分類 | 1 |
| イ 使途別分類 | 2 |
| (3) 過去の会計検査の状況 | 2 |
| (4) 政府における見直しの状況 | 3 |
| ア 基金基準による見直しの状況 | 3 |
| イ 行政刷新会議による見直しの状況 | 4 |
| (5) 20年度以降に設置造成された基金の概要 | 5 |
| 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法 | 5 |
| (1) 検査の観点及び着眼点 | 5 |
| (2) 検査の対象及び方法 | 6 |
| 3 検査の状況 | 6 |
| (1) 基金の状況等 | 6 |
| ア 19年度以前に設置造成された基金の20年度以降の状況 | 7 |
| イ 20年度から24年度までに新規に設置造成された基金の状況 | 12 |
| ウ 25年3月31日時点の基金の状況等 | 17 |
| (2) 基金基準の状況等 | 21 |
| ア 基金基準による見直し等の実施状況 | 21 |
| イ 基金基準に対する検討 | 23 |
| ウ 基金シートによる公表の実施 | 35 |
| (3) 個別の基金の状況 | 35 |
| ア 21年報告において検討すべき事態が見受けられた基金のその後の状況 | 35 |
| イ 個別の基金において検討すべき事態 | 37 |
| 4 所見 | 40 |
| (1) 検査の状況の概要 | 40 |
| (2) 所見 | 41 |
| 別表1 検査対象基金一覧 | 43 |
| 別表2 事例等として記載した基金一覧 | 56 |

・本文中の基金法人の名称は、平成25年3月31日時点のものである。また、検査対象とした120基金法人には、25年3月31日時点で既に解散しているものも含まれている。

国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について

| | |
|------------------------------|---|
| 検査対象 | 内閣、内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 |
| | 120基金法人 |
| 検査の対象とした基金の概要 | 基金法人が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を行う場合に設置造成するもの |
| 検査の対象とした基金数 | 313基金 |
| 上記のうち平成25年3月31日時点の基金数及び基金保有額 | 188基金 2兆6155億円 |
| 上記のうち国庫補助金等相当額 | 2兆5424億円 |

1 検査の背景

(1) 基金の概要

(注1)

国は、法人等に国庫補助金等を交付して基金を設置造成させ、単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。国庫補助金等の交付を受けた法人等は、国の補助金交付要綱等に基づき、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理し、それぞれ、補助、利子助成、債務保証、貸付け等の財源として事業を実施している。

(注1) 国庫補助金等 補助金、交付金、拠出金等の名称のいかんを問わず、基金を設置造成するために国から出えんされた反対給付を伴わない金銭（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）の適用を受けないものも含む。）のこと

(2) 基金の運営形態及び用途

基金については、基金の運営形態及び用途ごとに複数の態様に分類できる。なお、一つの基金の中に、複数の運営形態又は用途が併存しているものもある。

ア 運営形態別分類

設置造成された基金の運営形態は、以下の4種類に分類できる。

① 取崩型

基金を補助、利子助成等の事業の財源に充てることによって費消していくもの

② 回転型

基金を繰り返し回転させて使用するもの

③ 保有型

基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するもの

④ 運用型

基金を運用元本として、その運用益を補助等の事業の財源に充てていくもの

イ 用途別分類

設置造成された基金を財源として実施する事業（以下「基金事業」という。）の種類は、以下の6種類に分類できる。

① 補助事業

各種事業への補助金等を交付する事業の財源として基金を使用するもの（農産物等の価格差に対する補填金を交付したり、不慮の事故による被害者等に対して給付金を支給したりする事業を含む。）

② 利子助成事業

借入金に係る利子の一部を助成するなどの事業の財源として基金を使用するもの

③ 調査等事業

法人等が自ら行う調査、研究等の事業の財源として基金を使用するもの

④ 債務保証事業

借入金に対する債務を保証するなどの事業の信用力の基盤となる財源として基金を使用するもの

⑤ 貸付事業

貸付けや一時立替えの事業の財源として基金を使用するもの

⑥ その他事業

①から⑤まで以外の事業の財源として基金を使用するもの

(3) 過去の会計検査の状況

会計検査院は、従来、国庫補助金等により設置造成された基金について検査を行っ

ているところである。

会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の3の規定に基づき、平成17年10月に参議院に報告した「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について」（以下「17年報告」という。）において、国庫補助金等により国所管の公益法人等に設置造成された基金について、必要に応じて基金事業の終了も含めた所要の措置を積極的に講ずるほか、基金事業に係る定期的な見直し時期の設定や目標達成度を測るための基準の策定等の見直し体制を整備することが重要と考えられるとの所見を記述している。そして、同条の規定に基づき、21年10月に同院に報告した「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について」（以下「21年報告」という。）において、国庫補助金等により国所管の公益法人に設置造成された基金等について、基金の事業実績及び保有倍率を考慮に入れて利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める必要があるとの所見を記述している。

また、同法第30条の2の規定に基づき、23年10月に国会及び内閣に報告した「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」（以下「23年報告」という。）において、国庫補助金等により都道府県、市区町村、都道府県所管公益法人その他団体（以下「都道府県等」という。）に設置造成された基金について、単に全国一律の配分方法により国庫補助金等を配分することなく、事業の実施状況に見合った国庫補助金等の配分等を行うとともに、20、21両年度の補正予算により新規に設置造成された基金については事業期間内での執行に留意して、執行残が多額に生ずると見込まれる場合は基金規模の見直しを行い、資金を有効に活用する必要があるとの所見を記述している。

これらのほか、会計検査院は、個別の基金について、同法第34条及び第36条の規定に基づき意見を表示し又は処置を要求するなどして、基金の一部を国庫へ返納させるなどしている。

(4) 政府における見直しの状況

ア 基金基準による見直しの状況

政府は、17年報告の後、18年8月に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（以下「基金基準」という。）を閣議決定し、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済

組合を除く。以下、この基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。)が当該基金により実施している事業に関して、当該国庫補助金等を交付した府省(以下「所管府省」という。)が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。なお、内閣官房は、国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金については基金基準の対象ではないとしている。

基金基準によると、所管府省は基金基準に基づき指導監督を行う旨を補助金交付要綱等に明記すること、基金法人及び所管府省は少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、新たに基金を設置造成した場合には速やかに基金の名称、基金額等の基本的事項を公表することなどとされている。また、定期的な見直しの際には基金事業に要する費用に対する基金保有額等の割合(以下「保有割合」という。)を算出して、使用見込みの低い基金についてはその取扱いを検討することとされている。そして、保有割合は、基金事業の今後の見通し又はこれまでの実績からみて、基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するために算出するものであり、運営形態及び使途の組合せにより例示された算出式を参考として、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出することとされている。また、事業を終了した基金については、事業を終了した時点(新規申請の受付が終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了した時点)で直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされ、このうち、後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付が終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

そして、基金法人及び所管府省は、基金基準に基づき、18、20両年度に定期的な見直しを行っており、内閣官房の行政改革推進本部事務局がその取りまとめを行っている。これにより、基金法人及び所管府省は、基金規模の見直しをするなどして、不要となった国庫補助金等により設置造成された基金の全額又は一部を国庫へ返納したり、基金事業の内容等の変更を行ったりなどしている。

イ 行政刷新会議による見直しの状況

政府の行政刷新会議は、21年11月に、「事務事業の横断的見直しについて」の一環として「公益法人及び独立行政法人等の基金の見直し」を挙げて、「専ら又は大宗が国の資金で造成されたもの(被害救済等のためのものを除く)」について、

「運用益で事業を行っているものについては、基金相当額を国に返納し、必要額を毎年度の予算措置に切り替えるべき」としたり、「取り崩して複数年度にわたる事業を行っているものについては、利子助成をはじめ、基金の形態で事業を行う必要性や事業実施期間のうち当面の所要額等を厳しく見直し、必要性が十分に見込めないものや当面の所要額を超えるもの等については、国への返納等を行うべき」としたりしている。また、同月以降に行われた事業仕分けにおいても、多数の基金について、全額又は一部を国庫返納するなどの評価結果を受けたものが見受けられた。

(5) 20年度以降に設置造成された基金の概要

20年度の基金基準による見直し以降、政府は、20年9月の世界的な金融危機を受けて、同年10月以降、緊急経済対策等の一環として、20、21、22各年度の補正予算により、多額の国庫補助金等を交付して、2か年から3か年の短期間の事業実施を前提とした基金を新規に設置造成するなどした。

そして、財務省は、平成21年度第1次補正予算による基金の設置造成に当たり、21年6月に、「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について（連絡）」により、所管府省に対して、予算の適切かつ効率的な執行とその透明性の確保の観点から、基金の執行状況等を把握し、積極的な公表に努めるよう求めている。

また、政府は、23年3月の東日本大震災を受けて、復旧・復興に資する施策等を行っており、23年度の補正予算により、国庫補助金等を交付して、基金を新規に設置造成するなどした。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国が国庫補助金等を交付して法人等に設置造成された基金については、基金法人及び所管府省の基金基準による見直しや会計検査院の検査等の結果として、不要となった基金が国庫へ返納されたり、基金事業の内容等が変更されたりなどしている一方、20年度以降、緊急経済対策等の一環として多数の基金が新規に設置造成されるなどしている。

また、基金を設置造成するための原資として国から交付される国庫補助金等は、法人等に交付されて基金が設置造成されることにより、その額が確定するものなどであるが、基金事業そのものは、その後、設置造成された基金により複数年度にわたって継続して実施されていくものである。

そこで、国庫補助金等を交付して設置造成された基金について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各府省横断的に検査を実施した。

ア 基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の交付額、設置造成された基金の規模、国庫への返納等の状況はどのように推移しているか。

イ 基金基準等による基金の見直し及び公表は適時適切に行われているか。

ウ 基金基準に定める基準は遵守されているか。また、基金基準はその目的を達成するために適切な基準となっているか。

(2) 検査の対象及び方法

基金基準を所掌する内閣官房、基金を設置造成するために国庫補助金等を交付した11府省（15府省庁）、11府省が交付した国庫補助金等により設置造成された基金のうち基金基準の対象となる基金で、20年4月1日から25年3月31日までの間に存在した313基金（25年3月31日時点で廃止済みの基金を含む。）を保有する又は保有していた120基金法人を対象として検査を実施した。この25年次検査の対象とした313基金は、国庫補助金等により設置造成された基金から、基金基準の対象とならない独立行政法人等に設置造成された基金及び23年報告において検査対象とした都道府県等に設置造成された基金を除く基金である。

検査に当たっては、11府省及び120基金法人（313基金）から国庫補助金等により設置造成された基金の状況について調書を徴して、これらの調査、分析等を行うとともに、内閣官房、11府省及び44基金法人（169基金）に赴くなどして会計実地検査を行った。

(注2) 11府省（15府省庁） 内閣府（内閣府本府）、総務省（本省）、外務省（本省）、財務省（国税庁）、文部科学省（本省）、厚生労働省（本省）、農林水産省（本省、林野庁、水産庁）、経済産業省（本省、資源エネルギー庁、中小企業庁）、国土交通省（本省）、環境省（本省）、防衛省（本省）

(注3) 313基金 一つの基金の中に、別々の国庫補助金等により設置造成されるなどして、区分経理された複数の事業がある基金は、区分経理された事業ごとに一つの基金として集計している。なお、平成20年4月1日時点において基金保有額があったものの、基金事業が19年度で終了して、20年度の事業執行はなく、国庫への返納のみが行われた3基金及び平成21年度第1次補正予算により設置造成したが、事業執行する前に全額を国庫へ返納した1基金は、集計から除外している。

3 検査の状況

(1) 基金の状況等

ア 19年度以前に設置造成された基金の20年度以降の状況

19年度以前に国庫補助金等により設置造成された基金は、20年度の基金基準による見直し対象又は21年報告の検査対象となるなどしているもので、20年4月1日時点において基金保有額があったものは、9省（前記11府省のうち、内閣府及び総務省は該当なし。）所管の152基金（81基金法人、基金保有額1兆0592億円）であった（以下、19年度以前に設置造成された152基金を「既存152基金」という。）。

既存152基金の所管府省別の推移（20年4月1日から25年3月31日まで）は、表1のとおりである。

表1 既存152基金の所管府省別の推移

（単位：法人、基金、百万円）

| 所管省名 | 平成20年4月1日 | | 21年4月1日 | | 22年4月1日 | | 23年4月1日 | | 24年4月1日 | | 25年3月31日 | |
|-------|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|
| | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 |
| | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | |
| 外務省 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 10,958 (10,958) | | 8,913 (8,913) | | 6,938 (6,938) | | 3,206 (3,206) | | 1,211 (1,211) | | 1,134 (1,134) | |
| 財務省 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| | 33,667 (19,099) | | 27,677 (15,107) | | 27,171 (14,772) | | 11,013 (3,865) | | 5,584 (3,595) | | 5,303 (3,421) | |
| 文部科学省 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 823 (823) | | 699 (699) | | 663 (663) | | - (-) | | - (-) | | - (-) | |
| 厚生労働省 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 133,289 (133,289) | | 42,953 (42,953) | | 35,432 (35,432) | | - (-) | | - (-) | | - (-) | |
| 農林水産省 | 37 | 94 | 36 | 91 | 33 | 81 | 29 | 56 | 23 | 44 | 19 | 32 |
| | 609,338 (573,036) | | 572,475 (545,980) | | 530,909 (517,924) | | 263,100 (245,057) | | 222,173 (214,862) | | 220,129 (208,780) | |
| 経済産業省 | 15 | 19 | 15 | 19 | 13 | 17 | 10 | 14 | 8 | 12 | 8 | 11 |
| | 135,180 (118,719) | | 177,333 (161,624) | | 194,886 (181,041) | | 164,924 (151,759) | | 254,310 (242,170) | | 230,403 (219,167) | |
| 国土交通省 | 19 | 25 | 19 | 25 | 19 | 25 | 17 | 23 | 16 | 22 | 16 | 22 |
| | 123,112 (89,030) | | 131,438 (97,707) | | 126,110 (96,261) | | 111,186 (83,889) | | 107,772 (81,143) | | 115,151 (88,998) | |
| 環境省 | 2 | 5 | 2 | 5 | 2 | 5 | 2 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 |
| | 12,636 (10,213) | | 18,554 (15,923) | | 15,584 (12,794) | | 12,551 (9,602) | | 10,673 (7,677) | | 10,074 (7,107) | |
| 防衛省 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 244 (244) | | 245 (245) | | 245 (245) | | 248 (248) | | 251 (251) | | 254 (254) | |
| 計 | 81 | 152 | 80 | 149 | 74 | 136 | 62 | 102 | 53 | 87 | 49 | 74 |
| | 1,059,251 (955,415) | | 980,293 (889,156) | | 937,942 (866,075) | | 566,230 (497,629) | | 601,978 (550,913) | | 582,452 (528,864) | |

25年3月31日時点において基金保有額があるものは、7省所管の74基金（49基金法人、基金保有額5824億円）であり、20年4月1日時点と比較すると78基金が廃止されており、基金数及び基金保有額は約半分となっている。また、25年3月31日時点において基金保有額がある74基金の中には、既に新規申請の受付を終了していて、過去に採択した事業の後年度負担に係る事業のみを実施している17基金が含まれている。

所管府省別に基金数をみると、20年4月1日時点で所管する基金数の多かった農林水産省、経済産業省及び国土交通省のうち、農林水産省所管の基金数は約3分の1、経済産業省所管の基金数は約半分となっているが、国土交通省所管の25基金のうち、廃止されたものは3基金となっている。同様に基金保有額をみると、全体として減少傾向にあるが、経済産業省所管の基金は、基金保有額が952億円増加している。また、78基金が廃止された理由は、事業期間の終了、事業仕分けによる評価結果、基金基準による見直しなどによるものであった。

既存152基金及びそのうち25年3月31日時点において基金保有額がある74基金を運営形態、使途別に示すと表2のとおりである。

表2 既存152基金の運営形態・使途別状況

(単位：基金、百万円)

| 運営形態・使途 | 時点 | 152基金(平成20年4月1日時点) | | 74基金(25年3月31日時点) | | 廃止数 基金数 (a-b) |
|---------|--------|--------------------|------------------------|------------------|------------------------|---------------------|
| | | 基金数 (a) | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | 基金数 (b) | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | |
| 取崩型 | 補助事業 | 77 | 383,896 (328,465) | 24 | 260,218 (233,726) | 53 |
| | 利子助成事業 | 16 | 125,349 (124,940) | 9 | 24,718 (24,530) | 7 |
| | 調査等事業 | 3 | 11,014 (11,014) | 2 | 1,134 (1,134) | 1 |
| | その他事業 | 2 | 170 (170) | 1 | 17 (17) | 1 |
| | 計 | 98 | 520,431 (464,591) | 36 | 286,089 (259,409) | 62 |
| 回転型 | 貸付事業 | 12 | 314,328 (311,734) | 9 | 155,309 (153,134) | 3 |
| | その他事業 | 3 | 30,489 (30,489) | 3 | 52,881 (52,881) | 0 |
| | 計 | 15 | 344,817 (342,223) | 12 | 208,191 (206,016) | 3 |
| 保有型 | 債務保証事業 | 20 | 88,517 (61,344) | 14 | 68,883 (46,334) | 6 |
| | その他事業 | 1 | 4,881 (4,881) | 1 | 8,905 (8,905) | 0 |
| | 計 | 21 | 93,398 (66,225) | 15 | 77,789 (55,240) | 6 |
| 運用型 | 補助事業 | 3 | 57,826 (47,261) | 2 | 5,442 (5,081) | 1 |
| | 利子助成事業 | 1 | 244 (244) | 1 | 254 (254) | 0 |
| | 調査等事業 | 6 | 39,056 (33,237) | 2 | 2,003 (1,546) | 4 |
| | その他事業 | 8 | 3,476 (1,629) | 6 | 2,682 (1,315) | 2 |
| | 計 | 18 | 100,604 (82,373) | 11 | 10,382 (8,198) | 7 |
| 合計 | | 152 | 1,059,251 (955,415) | 74 | 582,452 (528,864) | 78 |

(注) 一つの基金の中に区分経理された複数の事業がある基金は、区分経理された事業ごとに一つの基金として集計している。また、複数の運営形態・使途が併存している基金については、主な運営形態・使途により分類している。

既存152基金の運営形態別基金数は、20年4月1日時点において取崩型98基金、回転

型15基金、保有型21基金、運用型18基金となっており、これらのうち、25年3月31日までに廃止された基金数は、取崩型62基金、回転型3基金、保有型6基金、運用型7基金となっていて、他の運営形態に比べて、取崩型の基金は廃止された割合が高くなっている。

運用型の基金については、前記のとおり、21年11月の「事務事業の横断的見直しについて」により、「基金相当額を国に返納し、必要額を毎年度の予算措置に切り替えるべき」とされており、所管府省において見直しが行われている。運用型18基金のうち、25年3月31日時点において、基金事業を継続しているものが8基金、運用元本となる基金（以下「基金本体」という。）は国庫等へ返納して運用益の残余分で基金事業を継続しているものが3基金、基金を廃止しているものが7基金となっている。また、廃止した7基金のうち、基金本体及び運用益の残余分を全て国庫へ返納した基金は1基金のみで、2基金は返納の際に国庫補助金により設置造成された基金本体の額と国庫への返納額に差額が生じており（後述の「(3)個別の基金の状況」の①及び表18を参照）、4基金は基金本体を国庫等へ返納しているが、運用益の残余分のうち、国庫補助金に係る運用益が国庫へ返納されていない事態が見受けられた。

上記の運用型の基金の廃止の際に、運用益の残余分のうち、国庫補助金に係る運用益が国庫へ返納されていない事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 国庫へ返納されていない額 |
|-------|-------------|---------|--------------|
| 厚生労働省 | 財団法人こども未来財団 | こども未来基金 | 25億4552万円 |

財団法人こども未来財団（以下「未来財団」という。）は、平成6年度に厚生労働省（13年1月5日以前は厚生省。以下同じ。）から国庫補助金の交付を受けて、「こども未来基金」を設置造成している。同基金は、運用型で、デパート等における授乳室の整備等に対する助成等を行うものである。同省から未来財団への国庫補助金は、6年度に300億円が交付された。

そして、同省が定めたこども未来基金管理運営要領によると、運用益については、基金事業に要する経費に充当し、当該年度の精算によって生じた残余は、基金に繰り入れるものとしてされており、また、基金事業の中止又は廃止までに造成された基金の保有額及び保有債券等の売却益等基金事業に係る経理の精算により生じた残余額（以下「基金廃止時保有額」という。）を国庫へ返還しなければならないこととされている。

検査したところ、同省は、21年11月の行政刷新会議による事業仕分けを踏まえ、基金廃止時保有額のうち300億円を国庫に返還させ、基金を廃止することとした。これを受け、未来財団は、23年1月に同省に対して、「こども未来基金の廃止及び返還について」を提出していた。

そして、同省が未来財団に対して返還を命じた額は、国庫補助金分の300億円のみとなって

おり、23年2月に300億円は返還されたが、基金廃止時保有額から300億円を除いた額である25億4552万円については、未来財団に残されたままとなっていた。この25億4552万円は、基金事業を継続して実施するためのものではなく、同省は、未来財団が基金事業により行っていた事業のうち必要な事業に要する経費については、単年度の国庫補助金を毎年度未来財団に交付しており、所要額を措置することとしていた。

前記の運営要領に記載のとおり、基金を廃止する際に国庫への返還を要する額は、基金廃止時保有額の全額であるが、25億4552万円が未来財団に残ったままとなっている。

事例1と同様の事態があった基金は、表3のとおりであり、この3基金についても、運用益の残余分が国庫へ返納されるべき状況であったと認められるが、返納されなかった運用益の残余分は、結果として基金事業と同様の目的を有する事業のために費消されていた。

表3 事例1と同様の事態があった基金（3基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 国庫へ返納されなかった額 |
|-------|-----------------|----------|--------------|
| 国土交通省 | 一般社団法人海外建設協会 | 海外建設促進基金 | 665万円 |
| | 財団法人淀川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 1728万円 |
| | 財団法人紀の川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 491万円 |

前記のとおり、既存152基金の中には、基金事業の終了に伴い基金を廃止したり、使用見込みが低いものとして基金規模を縮小したりなどしたために、20年度から24年度までの間に基金保有額の一部又は全部を国庫へ返納した基金があり、その所管府省別の状況は、表4のとおりである。

表4 既存152基金の国庫への返納状況

(単位：基金、百万円)

| 所管省名 | 平成20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 計 | |
|-------|--------|---------|------|--------|------|---------|------|--------|------|--------|-----|---------|
| | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 |
| 外務省 | 0 | - | 0 | - | 2 | 1,410 | 0 | - | 0 | - | 2 | 1,410 |
| 財務省 | 0 | - | 0 | - | 1 | 15,786 | 1 | 5,000 | 0 | - | 1 | 20,786 |
| 文部科学省 | 0 | - | 0 | - | 1 | 663 | 0 | - | 0 | - | 1 | 663 |
| 厚生労働省 | 1 | 86,779 | 1 | 6,407 | 2 | 34,160 | 0 | - | 0 | - | 3 | 127,347 |
| 農林水産省 | 11 | 20,538 | 20 | 32,110 | 42 | 269,004 | 19 | 28,995 | 20 | 18,568 | 74 | 369,218 |
| 経済産業省 | 2 | 1,008 | 4 | 1,027 | 8 | 21,125 | 2 | 261 | 1 | 3 | 11 | 23,425 |
| 国土交通省 | 1 | 130 | 3 | 9,611 | 7 | 13,458 | 4 | 2,805 | 2 | 3,190 | 10 | 29,195 |
| 環境省 | 0 | - | 0 | - | 1 | 487 | 0 | - | 0 | - | 1 | 487 |
| 防衛省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 計 | 15 | 108,456 | 28 | 49,157 | 64 | 356,096 | 26 | 37,062 | 23 | 21,762 | 103 | 572,535 |

(注) 一つの基金が国庫への返納を複数回にわたり行っている場合があるため、各年度の基金数を合計しても計欄の基金数と一致しないものがある。

既存152基金のうち、国庫への返納を行ったのは8省所管の103基金で、返納額の合計は5725億円となっており、特に22年度は3560億円と多額となっている。主な返納理由は、事業期間の終了、事業仕分けの評価結果、18、20両年度の基金基準による見直し等によるものである。

一方で、基金の積増しを行っているものもあり、20年度から24年度までの間に、既存152基金へ国庫補助金等の交付による基金の積増しを行ったものの所管府省別の交付状況は、表5のとおりである。

表5 既存152基金への国庫補助金等の交付状況

(単位：基金、百万円)

| 所管省名 | 平成20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 計 | |
|-------|--------|---------|------|---------|------|--------|------|---------|------|--------|-----|---------|
| | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 |
| 外務省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 財務省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 文部科学省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 厚生労働省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 農林水産省 | 28 | 74,490 | 14 | 25,396 | 9 | 5,388 | 5 | 10,126 | 5 | 15,218 | 28 | 130,621 |
| 経済産業省 | 4 | 57,208 | 1 | 104,000 | 1 | 30,800 | 1 | 132,400 | 1 | 3,900 | 4 | 328,308 |
| 国土交通省 | 5 | 8,624 | 5 | 7,751 | 2 | 1,001 | 1 | 76 | 2 | 11,041 | 5 | 28,495 |
| 環境省 | 2 | 11,170 | 1 | 170 | 1 | 170 | 1 | 170 | 1 | 170 | 2 | 11,850 |
| 防衛省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 計 | 39 | 151,493 | 21 | 137,318 | 13 | 37,360 | 8 | 142,772 | 9 | 30,330 | 39 | 499,274 |

(注) 一つの基金に対して、複数回にわたり国庫補助金等の交付による積増しを行っている場合があるため、各年度の基金数を合計しても計欄の基金数と一致しないものがある。

既存152基金のうち、基金の積増しを行ったのは4省所管の39基金で、積増し額の合計は4992億円となっており、このうちの6基金については毎年度、積増しを行っている。そして、4省が積増しした4992億円のうち、当初予算によるものが936億円、補正予算又は予備費（以下「補正予算等」という。）によるものが4056億円となっ

ており、既存152基金へ交付された国庫補助金等の約8割が補正予算等によるものとなっている。

イ 20年度から24年度までに新規に設置造成された基金の状況

20年度から24年度までに、7府省（前記11府省のうち、外務省、財務省、文部科学省及び防衛省は該当なし。合同事業を含む。）が国庫補助金等を交付するなどして、161基金（54基金法人）が新規に設置造成された（以下、20年度から24年度までに新規に設置造成された161基金を「新規161基金」という。）。54基金法人のうち、新たに基金法人となったものは、39基金法人であった。そして、新規161基金のうち、基金の事業間の配分変更のみで設置造成された厚生労働省所管の1基金を除く160基金に係る所管府省別の20年度から24年度までの国庫補助金等の交付状況は、表6のとおりである。

（注4） 合同事業 複数の府省が一つの基金の設置造成のために、それぞれ国庫補助金を交付し、それらを原資として一つの基金を設置造成しているもの

表6 新規161基金のうち160基金への国庫補助金等の交付状況

（単位：基金、百万円）

| 所管府省等名 | 平成20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 計 | |
|--------|--------|--------|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|---------|-----|-----------|
| | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 交付額 |
| 内閣府 | 0 | - | 12 | 7,000 | 0 | - | 1 | 3,200 | 0 | - | 13 | 10,200 |
| 厚生労働省 | 0 | - | 9 | 830,625 | 6 | 212,928 | 4 | 71,410 | 3 | 94,023 | 16 | 1,208,988 |
| 農林水産省 | 17 | 74,291 | 19 | 110,311 | 7 | 10,226 | 14 | 153,741 | 22 | 180,841 | 56 | 529,413 |
| 経済産業省 | 6 | 19,000 | 4 | 276,125 | 9 | 220,890 | 25 | 889,415 | 25 | 630,715 | 59 | 2,036,148 |
| 国土交通省 | 2 | 4,800 | 3 | 44,669 | 3 | 4,660 | 1 | 21,885 | 3 | 1,849 | 8 | 77,863 |
| 環境省 | 0 | - | 2 | 6,000 | 1 | 1,000 | 0 | - | 1 | 428 | 4 | 7,428 |
| 合同事業 | 0 | - | 2 | 626,769 | 2 | 310,399 | 1 | 144,600 | 2 | 50,520 | 4 | 1,132,288 |
| 計 | 25 | 98,091 | 51 | 1,901,502 | 28 | 760,104 | 46 | 1,284,253 | 56 | 958,378 | 160 | 5,002,330 |

注(1) 一つの基金に対して、複数回にわたり国庫補助金等の交付による積増しを行っている場合等があるため、各年度の基金数を合計しても計欄の基金数と一致しないものがある。

注(2) 合同事業による4基金は、3省合同事業である総務省、経済産業省及び環境省所管のグリーン家電普及促進基金と経済産業省、国土交通省及び環境省所管の環境対応住宅普及促進基金、2省合同事業である総務省及び経済産業省所管のコンテンツ海外展開等促進基金と国土交通省及び環境省所管の耐震・環境不動産支援基金である。

160基金の設置造成のために7府省から交付された国庫補助金等の交付額の合計は、5兆0023億円となっている。そして、このうち、当初予算によるものが2544億円、補正予算等によるものが4兆7478億円となっており、交付された国庫補助金等の9割以上が補正予算等によるものとなっている。所管府省別に基金数をみると、農林水産省、経済産業省各所管の基金を合計すると全体の約7割を占める状況となっている。また、基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の額の合計は、経済産業省が2兆円、厚生労働省が1兆円をそれぞれ超えているほか、合同事業による基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の額の合計も1兆円を超えている。

合同事業である4基金のうち、2基金は3省合同事業によるもので、総務省、経済産業省及び環境省所管のグリーン家電普及促進基金と、経済産業省、国土交通省及び環境省所管の環境対応住宅普及促進基金である。これら2基金（国庫補助金交付額計1兆0817億円）を設置造成した基金法人は、いずれも一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）であり、このほかにもパートナーシップ会議は、経済産業省所管の17基金（国庫補助金交付額計1兆1762億円）及び国土交通省所管の2基金（国庫補助金交付額計523億円）を設置造成しており、交付された国庫補助金の合計額は2兆3104億円となっている。また、厚生労働省所管の17基金（基金の事業間の配分変更のみで設置造成された1基金を含む。）のうち、12基金を設置造成した中央職業能力開発協会（以下「開発協会」という。）に交付された交付金の合計額は9950億円となっている。このように基金を設置造成するための国庫補助金等が特定の基金法人に集中している状況が見受けられた。

新規161基金の所管府省別の推移（20年4月1日から25年3月31日まで）は、表7のとおりである。

表7 新規161基金の所管府省別の推移

(単位：法人、基金、百万円)

| 時点 所管府省等名 | 平成20年4月1日 | | 21年4月1日 | | 22年4月1日 | | 23年4月1日 | | 24年4月1日 | | 25年3月31日 | |
|--------------|------------------------|-----|------------------------|----------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 | 法人数 | 基金数 |
| | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | |
| 内閣府 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 11 | 12 | 12 | 11 | 11 | 1 | 1 |
| | - | (-) | - | (-) | 6,200 | (6,200) | 5,052 | (5,052) | 3,748 | (3,748) | 178 | (178) |
| 厚生労働省 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | 3 | 12 | 4 | 14 | 4 | 14 |
| | - | (-) | - | (-) | 455,821 | (455,821) | 515,206 | (515,192) | 313,434 | (313,434) | 295,063 | (295,063) |
| 農林水産省 | 0 | 0 | 9 | 17 | 14 | 32 | 14 | 27 | 11 | 27 | 15 | 33 |
| | - | (-) | 71,311 | (69,935) | 144,531 | (140,205) | 71,309 | (64,926) | 197,285 | (185,383) | 324,315 | (304,810) |
| 経済産業省 | 0 | 0 | 5 | 6 | 8 | 9 | 9 | 15 | 7 | 35 | 10 | 52 |
| | - | (-) | 18,999 | (18,999) | 290,547 | (290,547) | 242,137 | (242,137) | 1,070,979 | (1,070,979) | 1,267,124 | (1,267,124) |
| 国土交通省 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 | 2 | 6 | 2 | 6 | 2 | 6 |
| | - | (-) | 4,800 | (4,800) | 42,671 | (42,671) | 10,159 | (10,159) | 24,406 | (24,406) | 8,473 | (8,473) |
| 環境省 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 4 |
| | - | (-) | - | (-) | 5,797 | (5,797) | 4,986 | (4,986) | 2,737 | (2,737) | 1,216 | (1,216) |
| 合同事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | - | (-) | - | (-) | 529,887 | (529,887) | 383,426 | (383,426) | 178,486 | (178,486) | 136,692 | (136,692) |
| 計 | 0 | 0 | 15 | 25 | 37 | 70 | 40 | 77 | 35 | 98 | 34 | 114 |
| | - | (-) | 95,111 | (93,735) | 1,475,456 | (1,471,130) | 1,232,279 | (1,225,882) | 1,791,078 | (1,779,176) | 2,033,063 | (2,013,559) |

(注) パートナーシップ会議が、経済産業省、国土交通省及び合同事業の基金を保有しているため、各所管府省等の法人数を合計しても計欄の法人数と一致しないものがある。

新規161基金のうち、25年3月31日時点において基金保有額があるものは、7府省所管の114基金（34基金法人、基金保有額2兆0330億円）であり、47基金が25年3月31日までに廃止されている。また、47基金が廃止された理由は、事業期間の終了、事業仕分けによる評価結果等によるものであった。そして、25年3月31日時点において基金保有額がある114基金の中には、既に新規申請の受付を終了していて、過去に採択した事業の後年度負担に係る事業のみを実施している38基金が含まれている。

また、新規161基金及びそのうち25年3月31日時点において基金保有額がある114基金を運営形態、使途別に示すと表8のとおりである。

表8 新規161基金の運営形態・使途別状況

(単位：基金、百万円)

| 運営形態・使途 | | 時点等 | | 114基金(平成25年3月31日時点) | | 廃止数 |
|---------|--------|-------|-----|---------------------|-------------|-------|
| | | 161基金 | 基金数 | 基金数 | 基金保有額 | 基金数 |
| | | (a) | (b) | (うち国庫補助金等相当額) | | (a-b) |
| 取崩型 | 補助事業 | 137 | 92 | 1,956,746 | (1,937,241) | 45 |
| | 利子助成事業 | 15 | 13 | 23,879 | (23,879) | 2 |
| | 調査等事業 | 3 | 3 | 2,693 | (2,693) | 0 |
| | その他事業 | 2 | 2 | 2,467 | (2,467) | 0 |
| | 計 | 157 | 110 | 1,985,786 | (1,966,282) | 47 |
| 回転型 | 貸付事業 | 1 | 1 | 0 | (0) | 0 |
| | その他事業 | 1 | 1 | 35,000 | (35,000) | 0 |
| | 計 | 2 | 2 | 35,000 | (35,000) | 0 |
| 保有型 | 債務保証事業 | 1 | 1 | 5,016 | (5,016) | 0 |
| | その他事業 | 1 | 1 | 7,260 | (7,260) | 0 |
| | 計 | 2 | 2 | 12,277 | (12,277) | 0 |
| 合計 | | 161 | 114 | 2,033,063 | (2,013,559) | 47 |

(注) 一つの基金の中に区分経理された複数の事業がある基金は、区分経理された事業ごとに一つの基金として集計している。また、複数の運営形態・使途が併存している基金については、主な運営形態・使途により分類している。

新規161基金の運営形態は、取崩型157基金、回転型2基金及び保有型2基金となっており、ほとんどが取崩型であり、運用型の設置造成はなかった。また、25年3月31日までに廃止された47基金は、全て取崩型であった。

前記のとおり、新規161基金の中には、基金事業の終了に伴い基金を廃止したり、使用見込みが低いものとして基金規模を縮小したりなどしたために、20年度から24年度までの間に基金保有額の一部又は全部を国庫へ返納した基金があり、その所管府省別の状況は、表9のとおりである。

表9 新規161基金の国庫への返納状況

(単位：基金、百万円)

| 所管府省等名 | 平成20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 計 | |
|--------|--------|-----|------|---------|------|--------|------|--------|------|--------|-----|---------|
| | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 | 基金数 | 返納額 |
| 内閣府 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 10 | 549 | 10 | 549 |
| 厚生労働省 | 0 | - | 6 | 353,353 | 0 | - | 4 | 25,538 | 2 | 3,318 | 8 | 382,210 |
| 農林水産省 | 0 | - | 4 | 10,264 | 16 | 57,101 | 8 | 2,580 | 6 | 2,923 | 26 | 72,869 |
| 経済産業省 | 0 | - | 0 | - | 4 | 1,820 | 2 | 479 | 5 | 10,517 | 9 | 12,816 |
| 国土交通省 | 0 | - | 1 | 5,902 | 1 | 3,569 | 2 | 136 | 3 | 999 | 4 | 10,607 |
| 環境省 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 合同事業 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 計 | 0 | - | 11 | 369,519 | 21 | 62,491 | 16 | 28,733 | 26 | 18,308 | 57 | 479,053 |

(注) 一つの基金が国庫への返納を複数回にわたり行っている場合があるため、各年度の基金数を合計しても計欄の基金数と一致しないものがある。

新規161基金のうち、国庫への返納を行ったのは5府省所管の57基金で、返納額の

合計は4790億円となっている。特に21年度の返納額が3695億円と多額となっている理由は、平成21年度第1次補正予算について、「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」（平成21年10月閣議決定）により、基金の設置造成のために既に交付された国庫補助金等についても執行の見直しの対象となって国庫への返納が行われたことなどによるものである。また、この執行の見直しによって、基金造成のために交付を予定していた国庫補助金等の執行停止、平成21年度第2次補正予算において第1次補正予算分を減額して国庫補助金等を交付する補正減の措置も執られた。

20年度から23年度までに国庫補助金等により新規に設置造成された基金は121基金であり、この多くは、緊急経済対策の一環として設置造成されていて、設置造成時における事業の終了（後年度負担が発生する事業については新規申請の受付終了）までの期間は、事業期間の設定のない19基金を除く102基金の約9割に当たる91基金が、3年以内（設置造成した年度を除く。）と短く設定されている。新規161基金から24年度に新規に設置造成された40基金を除いた121基金のうち、基金の使途が債務保証事業や補助事業のうち突発的に発生する事故の際の補填を行う事業等であるため執行率の算出になじまない10基金を除いた111基金について、24年度末までに基金事業のために支出された額（以下「事業支出」という。）を基金造成のために交付された国庫補助金等の交付額、運用益等の基金の収入額で除して算出した執行率の状況は、表10のとおりである。

表10 新規161基金のうち111基金の平成24年度末までの執行率の状況（基金別）

（単位：基金）

| 平成24年度 末の基金保 有額 | 設置 造成 年度 | 基金数 | 執行率別の基金数 | | | |
|-----------------------|----------------|-----|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | | | 0%以上 25%未満 | 25%以上 50%未満 | 50%以上 75%未満 | 75%以上 100% |
| 保有額なし | 20年度 | 16 | 3 | 3 | 4 | 6 |
| | 21年度 | 27 | 1 | 2 | 4 | 20 |
| | 22年度 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 23年度 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 47 | 6 | 5 | 8 | 28 |
| 保有額あり | 20年度 | 8 | 0 | 5 | 2 | 1 |
| | 21年度 | 17 | 2 | 3 | 5 | 7 |
| | 22年度 | 10 | 4 | 1 | 3 | 2 |
| | 23年度 | 29 | 15 | 5 | 3 | 6 |
| | 計 | 64 | 21 | 14 | 13 | 16 |
| 合計 | | 111 | 27 | 19 | 21 | 44 |

既に廃止されて24年度末に基金保有額がない47基金についてみると、19基金において事業終了までの執行率が75%を下回っている。また、24年度末に基金保有額があり、事業継続中である64基金についてみると、25年度以降においても引き続き事業が行われるものの、21基金における執行率が25%を下回っている。

また、前記の111基金全体における24年度末までの執行率は、表11のとおりである。

表11 新規161基金のうち111基金の平成24年度末までの執行率の状況（設置造成規模別）

（単位：基金、百万円）

| 設置造成規模 | 平成24年度末の基金保有額 | 基金数 | 事業支出計 (a) | 収入額計 (b) | 執行率 (a/b) |
|---------|---------------|-----|--------------|-------------|--------------|
| 100億円以上 | 保有額なし | 8 | 318,056 | 380,321 | 83.6% |
| | 保有額あり | 26 | 2,046,787 | 2,946,768 | 69.4% |
| | 計 | 34 | 2,364,843 | 3,327,089 | 71.0% |
| 100億円未満 | 保有額なし | 39 | 56,679 | 72,336 | 78.3% |
| | 保有額あり | 38 | 52,753 | 136,216 | 38.7% |
| | 計 | 77 | 109,432 | 208,553 | 52.4% |
| 全体 | 保有額なし | 47 | 374,735 | 452,657 | 82.7% |
| | 保有額あり | 64 | 2,099,541 | 3,082,984 | 68.1% |
| | 合計 | 111 | 2,474,276 | 3,535,642 | 69.9% |

（注） 事業期間を短縮することとなり、基金の設置造成のために交付された国庫補助金等を交付された年度中に国庫へ返納している場合には、その額は収入額に含めていない。

111基金の全体の執行率は、69.9%となっている。これは、111基金のうち、基金の設置造成のための国庫補助金等の交付額が100億円以上の34基金における収入額の計が全体の9割以上を占めていて、これらの基金の執行率が71.0%となっていることなどによるものである。一方で、基金の設置造成のための国庫補助金等の交付額が100億円未満である77基金の執行率は52.4%となっている。

ウ 25年3月31日時点の基金の状況等

既存152基金と新規161基金を合わせた313基金のうち、25年3月31日時点において基金保有額がある10府省（前記11府省のうち、文部科学省は該当なし。2省合同事業及び3省合同事業を含む。）所管の188基金（75基金法人、基金保有額2兆6155億円）における所管府省別の状況は、表12のとおりである。

表12 平成25年3月31日時点の所管府省別の基金保有額

(単位：法人、基金、百万円)

| 所管府省等名 | 法人数 | 基金数 | 基金保有額 (うち国庫補助金等相当額) | |
|--------|-----|-----|---------------------|-------------|
| 内閣府 | 1 | 1 | 178 | (178) |
| 外務省 | 2 | 2 | 1,134 | (1,134) |
| 財務省 | 1 | 2 | 5,303 | (3,421) |
| 厚生労働省 | 4 | 14 | 295,063 | (295,063) |
| 農林水産省 | 31 | 65 | 544,444 | (513,591) |
| 経済産業省 | 15 | 63 | 1,497,528 | (1,486,292) |
| 国土交通省 | 17 | 28 | 123,625 | (97,472) |
| 環境省 | 2 | 8 | 11,290 | (8,323) |
| 防衛省 | 1 | 1 | 254 | (254) |
| 合同事業 | 3 | 4 | 136,692 | (136,692) |
| 計 | 75 | 188 | 2,615,515 | (2,542,423) |

(注) パートナーシップ会議が、経済産業省、国土交通省及び合同事業の基金を保有しているため、各所管府省等の法人数を合計しても計欄の法人数と一致しない。

所管府省別に基金保有額をみると、経済産業省所管の基金が1兆4975億円と最も多額となっており、厚生労働省、農林水産省、国土交通省各所管の基金も1000億円を超えている。また、同様に基金数をみると、農林水産省、経済産業省各所管の基金が、それぞれ全体の約3分の1ずつを占めている。

20年度から24年度までに、基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の額及び基金から国庫へ返納された額の所管府省別の状況は、表13のとおりである。

表13 平成20年度から24年度までの基金への国庫補助金等の交付状況及び基金の国庫への返納状況

(単位：基金、百万円)

| 所管府省等名 | 国庫補助金等の交付額 (平成20年度～24年度) | | 国庫への返納額 (20年度～24年度) | |
|--------|--------------------------|-----------|---------------------|-----------|
| | 基金数 | 交付額 | 基金数 | 返納額 |
| 内閣府 | 13 | 10,200 | 10 | 549 |
| 外務省 | 0 | - | 2 | 1,410 |
| 財務省 | 0 | - | 1 | 20,786 |
| 文部科学省 | 0 | - | 1 | 663 |
| 厚生労働省 | 16 | 1,208,988 | 11 | 509,558 |
| 農林水産省 | 84 | 660,034 | 100 | 442,088 |
| 経済産業省 | 63 | 2,364,456 | 20 | 36,241 |
| 国土交通省 | 13 | 106,359 | 14 | 39,803 |
| 環境省 | 6 | 19,278 | 1 | 487 |
| 防衛省 | 0 | - | 0 | - |
| 合同事業 | 4 | 1,132,288 | 0 | - |
| 計 | 199 | 5,501,605 | 160 | 1,051,588 |

各所管府省から基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の額の合計は、5兆5016億円と多額となっている一方、事業仕分け等による見直しにより事業期間を短縮しているものなども含め、基金から国庫へ返納された額の合計も1兆0515億円と多額になっている。また、国庫への返納は行っていないものの、基金の設置造成時に見込んでいたほどの事業支出がなかったことなどから、基金事業の期間を延長したり、複数事業がある基金の中で別の事業に配分変更をしたりなどしている基金も見受けられた。さらに、基金から国庫へ返納された額の中には、基金の見直しを適時適切に実施していれば、使用見込みのない額の返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができたものが見受けられた。

上記の使用見込みのない額の返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 早期に国庫へ返納できた額 |
|---|------------|----------------------------------|--------------|
| 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金(中小企業等雇用創出支援事業等4事業) | 255億3854万円 |
| <p>開発協会は、平成21年度に厚生労働省から交付金の交付を受けて、「緊急人材育成・就職支援基金（中小企業等雇用創出支援事業、長期失業者等支援事業、日系人離職者支援事業及び研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業）」（以下、これらを合わせて「4支援基金」という。）を設置造成している。4支援基金は、取崩型等で、十分な技能及び経験を有しない求職者を期間を定めて雇用して人材の育成を図る事業主に対し、実習型雇用助成金の支給等を行うものである。同省から開発協会への交付金は、平成21年度第1次補正予算により4支援基金計2166億3100万円が交付された。その後、21年10月に「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」により、4支援基金については、23年度末としていた新規申請の受付の終了時期を21年度末に短縮し、22、23両年度分に相当する1605億7719万円を21年12月に国庫へ返納している。</p> <p>検査したところ、4支援基金の新規申請の受付は21年度末で終了しており、この時点の基金保有額から21年度受付分の後年度負担分を除いた額は、使用見込みのない額となっていたが、開発協会及び同省は、基金の取扱いを検討しておらず、使用見込みのない額が国庫へ返納されないまま、開発協会が保有し続けている状況となっていた。その後、23年7月の閣議決定により、別事業の財源の一部に同省所管の基金の剰余金等が充てられることとなり、4支援基金からは、24年2月に255億3854万円が国庫へ返納された。</p> <p>基金基準によると、新規申請の受付が終了した事業については、受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされているが、上記のとおり、開発協会が1年以上使用見込みのない額を保有し続けていた。</p> | | | |

<事例3>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 早期に国庫へ返納できた額 |
|---|--------------------|--|--------------|
| 経済産業省 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金 (環境対応車普及促進事業、平成21年度第2次補正予算) | 12億7242万円 |
| <p>パートナーシップ会議は、平成21年度に経済産業省から国庫補助金の交付を受けて、「環境対応車普及促進基金（環境対応車普及促進事業）」を設置造成している。同基金は、取崩型で、環境性能に優れた自家用自動車の購入に対する補助を行うものである。同省からパートナーシップ会議への国庫補助金は、平成21年度第2次補正予算により2304億0061万円が交付された。</p> <p>検査したところ、パートナーシップ会議から委託を受けて補助金の申請の受付等を行う受託事業者に対して支払った2303億8371万円（補助金として交付する金額を含む。）のうち、23年4月までに一部を精算して、受託事業者から返金のあったものなど12億7242万円について、パートナーシップ会議及び同省は、基金の取扱いを検討しておらず、使用見込みのない額が国庫へ返納されないまま、パートナーシップ会議が基金廃止まで保有し続けている状況となっていた。その後、基金事業を終了したことから、パートナーシップ会議は、25年3月に基金を廃止し、同月に基金保有額全額の13億7626万円を国庫へ返納した。</p> <p>基金基準によると、新規申請の受付が終了した事業については、受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされているが、上記のとおり、パートナーシップ会議が1年以上使用見込みのない額を保有し続けていた。</p> | | | |

事例2、3と同様の事態があった基金は、表14のとおりである。

表14 事例2、3と同様の事態があった基金（5基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 早期に国庫へ返納できた額 |
|-------|-------------------------|--|--------------|
| 農林水産省 | 財団法人魚価安定基金 | 国産水産物安定供給推進事業資金(直接取引推進事業等2事業) | 13億9450万円 |
| 経済産業省 | 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター | 債務保証基金 | 1億4481万円 |
| | 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 | 新エネルギー導入促進基金 | 59億7856万円 |
| 国土交通省 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金 (環境対応車普及促進事業、平成21年度第2次補正予算) | 3億0216万円 |

所管府省は、基金の設置造成に当たり、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずるこ

とがないように、設置造成時に基金事業の実施に必要な額を精査して国庫補助金等を交付することは当然であるが、それとともに、基金の執行途中であっても、執行状況等を勘案するなどして適時適切に見直しを行い、基金規模が適切となるよう留意する必要があると認められる。

(2) 基金基準の状況等

ア 基金基準による見直し等の実施状況

(イ) 23年度の基金基準による見直しの実施状況

前記のとおり、18、20両年度に行われた基金基準による見直し、さらに、21年1月に行われた事業仕分け等により、国庫補助金等により設置造成された基金に対する見直しが実施され、使用見込みのない額が国庫へ返納されるなどしている。

しかし、これ以降の基金の見直しについては、20年12月に、20年度の基金基準による見直しの状況を内閣官房の行政改革推進本部事務局が公表した「補助金等の交付により造成した基金の見直し」において、所管府省は、「23年度に事業の実績を踏まえて改めて見直しを行うこと」とされていたが、会計検査院が検査を開始した24年11月時点で、23年4月1日時点において基金保有額があった179基金を所管していた10府省（前記11府省のうち、文部科学省は該当なし。3省合同事業を含む。）のうち、23年度の基金基準による見直しを実施し公表している所管府省は、経済産業省のみであった。

基金の見直しについては、一度実施すれば足りるというものではなく、基金事業の進捗状況、基金の執行状況等により、その後においても新たに使用見込みが低い基金に該当すると判断されることがあり得るので、定期的な実施が必要があり、上記のように見直しが実施されていない状況は適切とは認められない。実際に、使用見込みの低い基金を保有していて、定期的な見直しが実施されていれば、使用見込みのない額が国庫へ返納されたと考えられる事態も見受けられた。

上記の使用見込みの低い基金を保有している事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 使用見込みのない額 |
|-------|----------------|----------|-----------|
| 国土交通省 | 財団法人民間都市開発推進機構 | 事業促進支援基金 | 13億4515万円 |

財団法人民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）は、平成11年度に国土交通省（13年1月5日以前は建設省。以下同じ。）から国庫補助金の交付を受けて、「事業促進支援基金」を設置造成している。同基金は、運用型で、民都機構自らが事業促進支援業務を行うものであり、26年度に基金事業を終了することになっている。

検査したところ、民都機構は、21年に会計検査院の指摘を受けたことなどから基金規模の見直しを行っており、22年4月までに設置造成した基金本体200億円全額のうち国庫補助金分150億円を国庫へ返納し、22年度以降はそれまでに積み立てていた基金の運用益の残余（事業促進支援準備預金）により基金事業を実施していた。そして、事業促進支援業務の支出額は、22年度4801万円、23年度4804万円、24年度3166万円であり、24年度末の基金保有額は、18億2664万円（国庫補助金相当額13億6998万円）となっており、基金残余额の国庫への返納は事業終了時に行うとしていた。

しかし、25年度以降の所要見込額を算出したところ、基金事業は26年度で終了すること、事業促進支援業務の対象となる案件は3件しかないことなどから、所要見込額は3310万円となっていた。したがって、24年度末の基金保有額との差額17億9353万円（国庫補助金相当額13億4515万円）が使用見込みのないまま民都機構に滞留していた。

また、民都機構及び国土交通省は、20年度の基金基準による見直しを行った際、次回の見直しを23年度に実施するとしていたが、見直しを実施していなかった。民都機構が基金基準による見直しを23年度に実施していれば、使用見込みの低い基金に該当すると判断され、事業終了までの所要見込額を除いた額のうち国庫補助金相当額については速やかに国庫へ返納されたものと考えられる。

なお、民都機構は、会計検査院の検査を踏まえて、使用見込みのない額を国庫へ返納した。

(イ) 平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表の実施状況

財務省は、「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について（連絡）」により、平成21年度補正予算において設置造成された基金については、各基金の設置造成のための国庫補助金等の交付額、運用収入、執行済額等について、少なくとも半年に一度公表を行うこと、基金事業の終了まで継続して公表を行うことなどとして、各府省に公表様式を示している。しかし、会計検査院が検査を開始した24年11月時点において、平成21年度第1次補正予算により設置造成された46基金のうち、都道府県等に設置造成された基金を除く18基金を所管している6省（3省合同事業を含む。）の公表様式に基づく公表の実施状況についてみると、24年度執行分まで継続して公表を行っていたのは厚生労働省のみであり、環境省及び3省合同事業は21年度執行分のみを公表しており、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は公表していなかった。

また、財務省による連絡は、21年6月以前に設置造成された基金についても、執

行状況の把握、公表等について、これに準じた取組を行うこととしているが、平成21年度第1次補正予算により設けられた基金以外についてみると、このような取組を実施している所管府省はなかった。

前記(ア)及び(イ)のとおり、23年度に実施する予定となっていた基金基準による見直しを実施していなかったり、基金の執行状況等を公表していなかったりしている基金が多く見受けられたが、これらについては、基金事業の進捗状況、基金の執行状況等に合わせて、定期的の実施して、公表する必要があると認められる。

イ 基金基準に対する検討

基金法人及び所管府省が基金の見直し等を実施するに当たっては、基金基準に定める基準によることとなるが、基準が遵守されていない事態、基準等の検討が必要な事態が見受けられた。

(ア) 基金基準に定める基準が遵守されていない事態

a 補助金交付要綱等への明文化

基金基準は、①既存の基金については、所管府省が18年度の初回見直しに合わせ基金法人と協議し、補助金交付要綱等の所要の改正を行い、所管府省が指導監督を行う旨を明記するとともに、基金基準に定める基準を盛り込むよう努めること、②新たに基金を設置造成する場合については、所管府省は基金の設置造成を目的とした国庫補助金等を交付する際に補助金交付要綱等に基金基準に定める基準を明記することとしている。

検査対象とした313基金のうち、2回目の基金基準による見直しが実施された20年度より前に設置造成された既存152基金については、補助金交付要綱等に基金基準に基づき指導監督する旨の記載が明記されているものは108基金であり、約7割の基金について補助金交付要綱等の改正等により明記されていた。一方で、20年度以降に設置造成された新規161基金のうち、23年度までに設置造成された121基金については、補助金交付要綱等にその旨の記載が明記されているものは約4割の50基金となっていた。このように、補助金交付要綱等に基金基準に基づき指導監督を行うことを明記していないことが、23年度に実施する予定となっていた基金基準による見直しが実施されなかった原因の一つになったと考えられる。また、新規161基金のうち、24年度に新規に設置造成された40基金については、補助金交付要綱等に基金基準に基づき指導監督する旨の記載が明記され

ているものは24基金であるが、この24基金はいずれも24年度の補正予算等による国庫補助金等により設置造成された基金である。なお、検査対象とした313基金のうち、25年3月31日時点において基金保有額がある188基金については、補助金交付要綱等にその旨の記載が明記されているものは114基金である。

今後、新規に設置造成する基金については、国庫補助金等を交付する際に補助金交付要綱等に基金基準に定める基準を明記すること、今回の検査対象とした基金のうち、基金基準に定める基準が補助金交付要綱等に明記されていない基金については、基金法人と協議し、基金基準に定める基準を盛り込むよう努めるとともに、基金法人に対して、基金により実施している事業に関して所管府省が指導監督を行う場合の基準として基金基準の周知を図ることが必要であると認められる。

b 基本的事項の公表の実施

基金基準は、新たに基金を設置造成した場合、基金法人及び所管府省において、基金の基本的事項として、「基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表すること」としている。しかし、20年度以降に設置造成された基金についてみると、会計検査院が検査を開始した24年11月時点において、基金の設置造成後に基本的事項の公表を行っていた所管府省は、経済産業省のみであった。

新規に国庫補助金等の交付により基金を設置造成した場合に、設置造成した基金額、基金事業の概要等について公表することは、基金の透明性を確保するために必要であると認められる。

c 保有割合の算出における事業見通しの算出方法

基金基準は、定期的な見直しの際に、基金事業の今後の見通し又はこれまでの実績からみて、基金の規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するため、基金の保有割合を算出することとしている。そして、基金の保有割合の算出に当たっては、基金基準において例示された算出式を参考とし、

「基金法人及び関係府省間で協議された合理的な事業見通し又は実績を用いて算出すること」としており、当該算出に用いた算出式及び数値を公表することとしている。例示されている算出式の一例を示すと、取崩型の補助事業は、

「直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費）」となっており、基金事業が完了するまでに必要となる補助額、事業費の見込額等を用いることなどとしている。

20年度の基金基準による見直しの対象となった127基金のうち、既に基金事業を終了して保有割合を算出していないものなどの14基金を除く113基金の公表資料をみると、保有割合が「1」を超えているものが30基金、「1」であるものが46基金及び「1」未満であるものが37基金となっていた。しかし、保有割合を「1」以下としているものの中には、見込額の算出に過去の実績額等が反映されておらず、結果として、事業終了時に多額の基金を国庫へ返納しているものが見受けられた。

上記の基金基準による保有割合の算出に当たり、過去の実績額等が反映されていなかった事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例5>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 |
|--|------------|---------------------|
| 農林水産省 | 社団法人大日本水産会 | ノリ養殖業構造調整・競争力強化助成基金 |
| <p>社団法人大日本水産会（以下「水産会」という。）は、平成18年度に農林水産省（水産庁）から国庫補助金の交付を受けて、「ノリ養殖業構造調整・競争力強化助成基金」を設置造成している。同基金は、取崩型で、ノリ自動乾燥機等の処分に係る経費の助成を行うものである。同省から水産会への国庫補助金は、18年度に6億3259万円、19年度に6億1727万円が交付された。</p> <p>検査したところ、20年度の基金基準による見直しにおいて、同基金は、19年度末の基金保有額12億0986万円に対し、基金事業が完了するまでに必要となる助成額及び管理費を21億3800万円として、保有割合を「0.6」としており、20年度に国庫補助金により2億8720万円を基金に積増ししていた。</p> <p>しかし、同基金は、22年度で基金事業が終了することとなっており、20年度から22年度までに21億3800万円を執行するには単年度で約7億円の助成をすることとなるが、事業支出は18年度961万円、19年度3245万円であり、基金事業が完了するまでに必要としている見込額と過去の実績額が大きくかい離している状況であった。そして、20年度から22年度までの事業支出の合計額は2億3879万円にとどまり、12億7674万円を国庫へ返納することとなった。</p> | | |

また、23年度に実施する予定となっていた基金基準による見直しが一部しか実施されていなかったことなどから、24年4月1日時点において基金保有額があった185基金を対象として、基金法人及び所管府省から、基金基準に準じて算出

した24年4月1日時点の保有割合、その算出根拠等について調書を徴した。対象とした185基金のうち、24年度中に基金を廃止したもの、23年度末までに新規申請の受付を終了しているものなどを除く101基金についてみると、保有割合が「1」を超えているものが30基金、「1」であるものが39基金及び「1」未満であるものが32基金となっていた。この保有割合の算出方法は、単年度当たりの見込額に年数を乗ずるなどの算出式を用いているものが51基金、見込額の合計のみとなっているものが36基金、その他のものが14基金となっている。このうち、単年度当たりの見込額に年数を乗ずるなどの算出式を用いている51基金について、過去の単年度当たりの実績額と比較すると、9基金が過去の実績額の2倍以上を見込んでいた状況が見受けられた。また、見込額の合計のみを用いているものについては、見込額に関する説明を十分に行っているとはいえない状況となっていた。

前記のとおり、基金の保有割合の公表に併せて、保有割合の算出に用いた算出式及び数値は公表されているが、基金事業が完了するまでに必要となる見込額の数値については、単年度当たりの見込額をいくらとしているのか、何年度分の見込額であるのかなど、どのような積算によりその見込額が算出されたものかが示されておらず、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出したものであるかどうかを判断することができない状況となっている。

基金基準による見直しの際の保有割合の算出において、合理的な事業見通し等を用いることは、基金の規模を適切に管理するために必要であると認められる。また、基金基準において、算出式及び数値を公表することは、次の見直し時期に事業見通しの的確性を検証することも目的となっており、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出したものであるかを判断するための材料として、見込額の算出方法についても公表する必要があると認められる。

d 新規申請の受付が終了した事業の見直し

基金基準は、後年度負担が発生する事業について、新規申請の受付が終了した時点で、基金法人は、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとしており、受付を終了した年度以降も、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金の取扱いを検討して、当該検討結果を所管府省に報告し、基金法人及び所管府省はこれを公表することとしている。

24年4月1日時点において基金保有額があった185基金のうち、新規申請の受付が終了していて、後年度負担に係る事業のみを行っている基金は39基金である。これらの39基金はいずれも見直しの状況を公表していなかったが、毎年度見直しを実施して、使用見込みのない額を国庫へ返納している基金も見受けられる一方、見直しを実施していない基金もあった。

そこで、24年度中に新規申請の受付が終了して、後年度負担に係る事業のみを行っている基金も含めて、検査したところ、基金法人が多額の使用見込みのない額を保有したままとなっている事態が見受けられた。この使用見込みのない額は、後年度負担に係る事業を行うために必要となる額を超えるものであり、以後の基金事業において必要とされることはない額であることから、新規申請の受付が終了した時点及び受付が終了した年度以降の毎年度において、基金に使用見込みのない額がないかの見直しを実施する必要があるとあり、その見直しの結果、支払財源等として必要のない額がある場合は、早急に国庫へ返納する必要があると認められる。

上記の使用見込みのない額を保有している事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例6>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 使用見込みのない額 |
|--|------------|--------------------------------|-----------|
| 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金(新卒者就職実現プロジェクト事業) | 25億0101万円 |
| <p>開発協会は、平成22年度に厚生労働省から交付金の交付を受けて、「緊急人材育成・就職支援基金(新卒者就職実現プロジェクト事業)」を設置造成している。同基金は、取崩型で、事業主に対し、3年以内既卒者の採用拡大のための奨励金の支給等を行うものである。同省から開発協会への交付金は、平成22年度予算予備費により、新規申請の受付の終了時期を22年度末と設定して、118億円が交付された。その後、平成22年度補正予算により、492億円を交付し、新規申請の受付の終了時期を23年度末に延長している。</p> <p>検査したところ、新規申請の受付は23年度末で終了しており、後年度負担分を除いた額は、使用見込みのない額となっていたが、開発協会及び同省は、基金の取扱いを検討していなかった。そして、25年3月に、「緊急人材育成・就職支援基金(若者育成支援事業)」へ配分変更を行っているものの、開発協会が使用見込みのない額を保有し続けている状況となっていた。</p> <p>24年度末の基金保有額128億7029万円に対し、25年度以降の後年度負担額は103億6928万円となっており、この差額25億0101万円が使用見込みのない額となっていた。</p> <p>なお、開発協会は、会計検査院の検査を踏まえて、使用見込みのない額を国庫へ返納する</p> | | | |

こととした。

<事例7>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 使用見込みのない額 |
|-------|--------------------|-----------------------------------|------------|
| 経済産業省 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金 (低炭素型雇用創出産業立地推進事業) | 342億3064万円 |

パートナーシップ会議は、平成22年度に経済産業省から国庫補助金の交付を受けて、「環境対応車普及促進基金（低炭素型雇用創出産業立地推進事業）」を設置造成している。同基金は、取崩型で、国内雇用の創出に寄与しつつ国内への投資を加速し設備等を新增設する企業に対し補助事業を行うものである。同省からパートナーシップ会議への国庫補助金は、平成22年度予算予備費により1100億円が交付された。

検査したところ、新規申請の受付は22年11月18日で終了しており、22年度末までに交付決定が行われ、交付決定額は1095億2484万円となっていた。そして、基金造成額1100億円と交付決定額1095億2484万円に4億7515万円の差額が生じていた。また、交付決定を行った事業は、24年度末で、交付決定後に補助事業者の都合等により事業を取りやめたことなどにより交付決定額を減額したものが337億5548万円となっていた。したがって、補助金の新規申請の受付は終了していることから、これら計342億3064万円は使用見込みのない額となっていたが、パートナーシップ会議及び経済産業省は、基金の取扱いを検討しておらず、使用見込みのない額が国庫へ返納されることなく、パートナーシップ会議が保有し続けている状況となっていた。

24年度末の基金保有額430億3601万円に対し、25年度以降の後年度負担額は88億0537万円となっており、この差額342億3064万円が使用見込みのない額となっていた。

なお、パートナーシップ会議は、会計検査院の検査を踏まえて、使用見込みのない額を国庫へ返納した。

<事例8>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 使用見込みのない額 |
|-------|----------------|------------|-----------|
| 国土交通省 | 日本自動車整備商工組合連合会 | 自動車整備近代化資金 | 5億9053万円 |

日本自動車整備商工組合連合会（以下「整商連」という。）は、昭和58年度に国土交通省（平成13年1月5日以前は運輸省。以下同じ。）から国庫補助金の交付を受けて、「自動車整備近代化資金」を設置造成している。同基金は、保有型等で、整備事業者が必要とする設備の近代化等のための資金の借入れに対する債務保証等の事業を行うものである。

検査したところ、新規申請の受付は22年度末で終了しており、現在は過去に採択したものの債務保証等を実施している状況となっていた。整商連は、債務保証等の新規申請の受付が終了したことに伴い、24年1月に使用見込みのない額6億3600万円を国庫へ返納しており、債務保証等の事業が終了する29年度に基金残余额を国庫へ返納することとしていた。

しかし、債務保証等の事業に必要な基金保有額は、債務保証残高等を基に算出されるもので、債務保証等の新規申請の受付が終了したことにより債務保証残高等は年々減少していくことから、必要な基金保有額も同様に減少していくこととなり、毎年度の見直しが必要となるが、整商連及び国土交通省は、基金の取扱いを検討しておらず、使用見込みのない額が国庫へ返納されることなく、整商連が保有し続けている状況となっていた。

24年度末の基金保有額25億9400万円（国庫補助金相当額9億7900万円）に対し、25年度以降の後年度負担額は7億7400万円となっており、この差額18億2000万円（国庫補助金相当額5億9053万円）が使用見込みのない額となっていた。

なお、整商連は、会計検査院の検査を踏まえて、使用見込みのない額を国庫へ返納した。

事例6、7、8と同様の事態があった基金は、表15のとおりである。

表15 事例6、7、8と同様の事態があった基金（12基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 使用見込みのない額 |
|-------|--------------------|--|------------|
| 外務省 | 公益財団法人日中友好会館 | 東アジア青少年交流基金 | 8億9923万円 |
| | 公益財団法人日韓文化交流基金 | 東アジア青少年交流基金 | 2億3504万円 |
| 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金（長期失業者等支援事業等3事業） | 1億7730万円 |
| 農林水産省 | 全国農業協同組合連合会 | 担い手経営展開支援リース事業積立金 | 2億3128万円 |
| 経済産業省 | 社団法人全国石油協会 | 環境・安全等対策基金（立地最適化事業等2事業） | 1億5500万円 |
| | 日本商工会議所 | 人材対策基金 | 2億0621万円 |
| | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金（レアアース等利用産業等設備導入事業等2事業） | 103億2198万円 |
| 国土交通省 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金（環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算） | 5億2900万円 |

（注） 全国農業協同組合連合会、日本商工会議所及びパートナーシップ会議は、会計検査院の検査を踏まえて、使用見込みのない額を国庫へ返納した。また、開発協会及び社団法人全国石油協会は、会計検査院の検査を踏まえて、使用見込みのない額を国庫へ返納することとした。なお、公益財団法人日中友好会館及び公益財団法人日韓文化交流基金については、後述の「(3)個別の基金の状況」の⑤及び表20を参照のこと。

e 基金事業が複数ある場合の公表状況

基金基準は、一つの基金において複数の基金事業を実施している場合、保有

割合の算出に当たっては基金事業ごとの保有割合を算出することなどとしていて、基金事業ごとにその状況を公表することとしている。

しかし、20年度の基金基準に基づく公表資料をみると、一つの基金として保有割合が算出されていたものの中に、実際には、別々の国庫補助金等により設置造成されるなどして、一つの基金の中に区分経理された複数の基金事業がある基金が見受けられた。基金基準に定められているように、保有割合を算出するに当たっては、基金事業ごとに算出しなければ適切な保有割合を求めることはできないものであることから、基金事業ごとに算出して公表する必要があると認められる。

また、25年3月31日時点において基金保有額がある債務保証事業又は貸付事業を行っている25基金のうち、5基金は、債務保証事業又は貸付事業を実施していると同時に、基金を運用元本とする運用収入、債務保証事業の保証料収入、貸付事業の貸付利息収入等により、調査等事業等を実施している。これらの運用収入等を使用して調査等事業等を実施できることは補助金交付要綱等に規定されているところであるが、その事業の実施に当たっては、基金法人の自己財源による事業と同様の内容となっているなどして、明確に区分して経理がなされていない事態も見受けられた。しかし、これらの運用収入等による事業についても、国庫補助金等により設置造成された基金により行っている事業であることから、実施した事業及びこれに係る支出は、基金法人の自己財源による事業とは明確に区分して管理される必要があると認められる。

さらに、これらの基金については、基金基準による見直しにおいて、その対象を債務保証事業又は貸付事業のみとしていて、運用収入等による事業が公表の対象とされていなかったが、運用収入等による事業も国庫補助金等により設置造成した基金による事業であることから、公表する必要があると認められる。

上記の運用収入等による基金事業が公表されていない事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例9>

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 |
|-------|--------------------|---------|
| 国土交通省 | 公益財団法人不動産流通近代化センター | 信用・指導基金 |

公益財団法人不動産流通近代化センター（以下「近代化センター」という。）は、昭和55年度に国土交通省（平成13年1月5日以前は建設省。以下同じ。）から国庫補助金の交付を受けて、「信用・指導基金」を設置造成している。同基金は、保有型で、中小不動産業者が協業化を推進する事業等を行うために必要な資金の借入れに対する債務保証等を行うものである。

同省が定めた不動産流通近代化促進費補助金交付要綱によると、「補助金の運用益は、不動産流通市場の整備・近代化に関する指導、不動産業に関する総合的な調査研究、不動産取引に関する消費者及び不動産業者の啓発を図るための広報及び出版、不動産業者の業務に従事し、又は従事しようとする者に対する講習事業並びに不動産取引に関する相談の事業に要する経費に充当し、なお残余がある場合には、補助金に係る信用・指導基金に繰り入れるものとする。」とされており、また、「補助金について他の経理と区分して経理しなければならない。」とされている。

検査したところ、基金の運用益による事業は、近代化センターが自己財源で行う事業と同様であり、基金の運用益（年間約7000～9000万円）は近代化センターの経常収益に計上され、明確な区分経理がなされることなく経常費用の一部として全額が費消されていたが、基金の運用益がどのような事業の実施に用いられたかについては明確にすべきであると認められる。

また、20年度の基金基準による見直しとして公表された内容には、基金の運用益により実施している事業に関する記述は含まれていなかったが、これについても公表する必要があると認められる。

事例9と同様の事態があった基金は、表16のとおりである。

表16 事例9と同様の事態があった基金（4基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 |
|-------|------------------|-----------|
| 農林水産省 | 公益財団法人海外漁業協力財団 | 貸付事業資金 |
| 国土交通省 | 一般財団法人建設業振興基金 | 信用・指導基金 |
| | | 建設業安定化基金 |
| | 公益社団法人全国市街地再開発協会 | 民間再開発促進基金 |

(イ) 基金基準に定める基準等の検討が必要な事態

a 見直しの頻度

基金基準は、定期的な見直しについて、「少なくとも5年に1回」としている。実際の見直しの間隔についてみると、基金基準が閣議決定された18年度の見直しでは次回の見直しを21年度としていたが、21年度の見直しは1年前倒しとなって2年後の20年度に行われた。また、20年度の見直しでは次回の見直しは3年後

の23年度としていた。

20年度以降に設置造成された基金の事業期間についてみると、緊急経済対策等を目的としていることなどから、3年以内（設置造成した年度を除く。）と短く設定している基金が多い。そして、基金の中には、事業終了時に多額の基金を国庫へ返納しているものも見受けられる。

現在の基準では5年に1回の見直しを実施すればよいこととなっているが、上記のことを考慮すると、事業期間中に1度も見直しが行われなかったり、使用見込みの低い基金があっても次回の見直しまで国庫返納の検討が行われなかったりなどすることが想定される。したがって、年度末時点における基金事業の進捗状況、基金の執行状況等を踏まえ、毎年度の見直しを実施し、公表することが必要であると考えられる。

b 収入・支出及び事業実績の公表

基金基準に基づく見直しの状況を公表する資料には、基金の収入・支出や事業実績を公表する項目が設定されていない。また、これらの項目について、「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について（連絡）」では、基金の設置造成のための国庫補助金等の交付額、運用収入、執行済額等を公表することとしているが、前記のとおり、公表しているものは一部の基金にとどまっている。

そのため、所管府省が基金法人に国庫補助金等を交付して、基金を設置造成した以降、基金法人が実施する基金事業に係る収入・支出及び事業実績を公表する機会はほとんどなく、基金の透明性が確保されていない状況となっている。しかし、基金が適切に執行され、効率的な運営が行われるためにも、基金の収入・支出及び事業実績を公表して、透明性を確保することが必要であると考えられる。

また、事業実績を公表することは、基金基準による見直しにおける保有割合の算出に当たって用いられた基金事業が完了するまでに必要となる見込額等が適正な額となっているかを判断する材料の一つにもなるものであり、その観点からも事業実績の公表が必要であると考えられる。

c 使用見込みの低い基金の取扱いの検討

基金基準は、定期的な見直しの際、①事業を終了した基金（後年度負担が発

生ずる事業においては、新規申請の受付を終了した基金)、②前回の見直し以降事業実績がない基金又は直近3年以上事業実績がない基金、③基金造成時の政策目的がなくなった基金又は変更になった基金、④算出した保有割合が「1」を大幅に上回っている基金、⑤その他、使用見込みが低いと判断される基金に該当する基金については、使用見込みの低い基金として、国庫へ返納するなど、その基金の取扱いを検討することとしている。

このうち、④は、算出した保有割合が「1」を大幅に上回っている基金として
いるが、これは例えば、直近年度末の基金保有額を基金事業が完了するまでに
必要となる補助額、事業費の見込額等で除した保有割合が「1」を超えていても、
大幅に上回ると判断するための数値等の基準が定められておらず、曖昧な基準
となっている。20年度の基金基準による見直しを実施した127基金のうち、保有
割合を算出していないものなどの14基金を除く113基金の公表資料をみると、算
出した保有割合が「1」を超えている30基金のうち、使用見込みの低い基金とし
て、その基金の取扱いを検討したものは15基金であり、このうち、④算出した
保有割合が「1」を大幅に上回っている基金に該当することから基金の取扱いを
検討し、使用見込みのない額を国庫へ返納したものは5基金のみであった(表17
参照)。

表17 保有割合が「1」を超える30基金の検討の状況

(単位：基金)

| 保有割合 「1」超 | 使用見込みの低い基金の該当の有無 | | 使用見込みの低い基金に該当する理由 | |
|--------------|-----------------------|----|-----------------------------------|---|
| | | | | |
| 30 | 有 | 15 | ①事業を終了した基金(新規申請の受付を終了した基金) | 8 |
| | | | ②事業実績がない基金 | 2 |
| | | | ②事業実績がない基金及び④保有割合が「1」を大幅に上回っている基金 | 2 |
| | ④保有割合が「1」を大幅に上回っている基金 | 3 | | |
| | 無 | 15 | | |

(注) 使用見込みの低い基金に該当する理由を、②及び④とした2基金、④とした3基金、計5基金については、いずれも使用見込みのない額を国庫へ返納している。

しかし、保有割合は、基金事業が完了するまでに必要となる補助額、事業費の見込額等を用いて算出しており、「1」を超える分に相当する額については、基金事業が見込みのとおり執行されれば使用されることのない額であり、使用見込みの低い額に当たるものと考えられる。また、前記の24年4月1日時点において基金保有額があった185基金を対象として、基金法人及び所管府省から徴

した基金基準に準じて算出した保有割合（24年4月1日時点）によると、保有割合が「1」を超えているものが30基金あり、この30基金の「1」を超える分に相当する額の合計を算出すると542億円と多額に上っている。したがって、算出した保有割合が「1」を超えている全ての基金については、使用見込みの低い基金として、その基金の取扱いを検討することとすべきであると考えられる。なお、基金基準は、使用見込みの低い基金であっても、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある基金については、残置が必要な理由、残置する所要額等を公表することとしており、全ての使用見込みの低い基金に対して国庫への返納を求めているわけではない。

d 基金廃止時の状況の公表

基金基準は、基金を廃止した際の状況の公表について、特に定めておらず、基金基準による見直しの際に、既に廃止した基金については公表の対象となっていない。しかし、基金廃止時において、基金を廃止した理由、廃止時における基金保有額の国庫等への返納の状況、基金事業の継続の有無、基金事業の目標達成度の評価等を公表することは、基金の透明性を確保する上で必要であると考えられる。

e 見直し体制の確立

基金基準は、内閣官房の行政改革推進本部事務局が「本基準に従った基金の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこと」としている。また、20年度の基金基準による見直しの結果を行政改革推進本部事務局が取りまとめた20年12月の「補助金等の交付により造成した基金の見直し」において、「23年度に事業の実績を踏まえて改めて見直しを行うこと」としている。なお、23年6月に、行政改革推進本部は解散している。

前記のとおり、23年度の基金基準による見直しを実施したのは経済産業省のみとなっていて、見直しを実施していなかった所管府省の多くは、その理由として、行政改革推進本部事務局から作業の依頼がなかったことを挙げている。一方で、内閣官房は、基金の見直し状況の取りまとめは、当分の間必要に応じて行うこととなっていたものであるが、23年度については、所管府省において見直しを行うこととしていたとしている。

基金基準による見直しについては、各々の基金法人及び所管府省において行

われるべきものであり、依頼がなくとも所管府省ごとに基金の見直しが行われるような体制を整備することが必要であると考えられる。

ウ 基金シートによる公表の実施

政府は、25年1月に、「行政改革推進本部の設置について」において、内閣に行政改革推進本部を設置することを閣議決定している。また、同月に、行政改革推進本部決定により、行政改革に関する重要事項の調査審議を実施するため、行政改革推進会議を開催することを決定している。

同年4月に開催された第2回の同会議において、「今後の行政事業レビューの実施等について（案）」が議事となり、その中で、基金を活用した事業については、これまでの行政事業レビューでは執行状況の把握、点検が十分に行えないことから、政府として、別途の取組により、これを点検して、公表すべきであり、「基金シート実施要領」にまとめたとおり進めるべきとされており、これを含む案が同会議において了承された。「基金シート実施要領」によると、①内閣官房の行政改革推進本部事務局が基金シートの様式を作成し、各府省は、決算を踏まえ、7月末を目途に公表を行う、②行政改革推進会議は、必要に応じ、各府省の公表内容等が十分なものとなっているかについて、チェックを行い、意見を提出するなどして、基金シートの作成・公表方法の改善に活用するなどされている。

その後、政府は、同月に、「行政事業レビューの実施等について」において、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省自らが、事業に係る予算の執行状況等について見直しを行い、公表することなどを閣議決定しており、この中で、基金についても執行状況等を分かりやすい形で毎年公表することとしている。

行政改革推進本部事務局が作成した「平成25年基金シート」の様式は、事業概要、収入・事業費等の額、保有割合とその算出方法等を記載することとなっており、この様式に従い、各府省は7月末以降、ホームページで基金シートを公表している。また、内閣官房は、26年度以降の基金シートの様式について、公表内容等が十分なものとなっているかなどについて検討するとしている。

(3) 個別の基金の状況

ア 21年報告において検討すべき事態が見受けられた基金のその後の状況

21年報告において、検討すべき事態が見受けられた8基金のその後の状況についてみると、7基金は23年度末までに廃止されている。7基金のうち、公益社団法人国民

健康保険中央会の国保特別対策基金及び社団法人潤滑油協会の潤滑油製造業近代化基金については、基金の返納の際に、国庫補助金により設置造成された基金の額と国庫への返納額に差額が生じており（①及び表18参照）、また、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターの債務保証基金については、事例2、3と同様の事態が生じている（表14参照）。

そして、25年3月31日時点において基金保有額がある1基金は、運用益の処理について検討すべきものとされていた公益財団法人海外漁業協力財団の貸付事業資金であり、前記の事例9と同様の事態が生じている（表16参照）。

① 基金の返納の際に、国庫補助金により設置造成された基金の額と国庫への返納額に差額が生じたもの

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 国庫へ返納できなかった額 |
|---|-----------------|----------|--------------|
| 厚生労働省 | 公益社団法人国民健康保険中央会 | 国保特別対策基金 | 8億3912万円 |
| <p>公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）は、平成5年度に厚生労働省（13年1月5日以前は厚生省。以下同じ。）から国庫補助金の交付を受けて、「国保特別対策基金」を設置造成している。同基金は、運用型で、医療費適正化に係る対策会議、研修会の実施等を行うものである。同省から中央会への国庫補助金は、5年度に50億円が交付された。</p> <p>21年報告は、同基金について、個別の基金の状況として、保有額の半分以上を満期償還までの期間が長い債券で運用しているが、これらの債券は、満期償還日が事業終了年度（27年度）より後の28年度以降に到来し、また、近年の金融情勢の影響を受けて、時価評価額が帳簿価額を下回っている状況であり、事業終了後の国庫への返納の際に、保有債券の途中売却による回収額と要返納額に差額が生ずるおそれがあるとしていた。</p> <p>検査したところ、中央会は、21年報告直後の21年11月の行政刷新会議による「事務事業の横断的見直しについて」において、「運用益で事業を行っているものについては、基金相当額を国に返納し、必要額を毎年度の予算措置に切り替えるべき」とあったことから、基金を廃止していた。</p> <p>23年3月に国庫へ返納された額は41億6087万円であり、当初の国庫補助金により設置造成した基金本体の額50億円と8億3912万円の差額が生じている。この理由について、中央会は、国庫への返納を行うために運用中の債券を途中で売却したところ、売却損が生じたためとしている。</p> | | | |

上記①と同様の事態があった基金は、表18のとおりである。

表18 ①と同様の事態があった基金（1基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 国庫へ返納できなかった額 |
|-------|-----------|-------------|--------------|
| 経済産業省 | 社団法人潤滑油協会 | 潤滑油製造業近代化基金 | 1億4554万円 |

イ 個別の基金において検討すべき事態

120基金法人の313基金について検査した結果、前記の事例1から事例9まで及び上記①として記述した基金以外にも、次のような事態が見受けられた。

② 基金事業に係る支出がないもの

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置造成額 |
|--|----------------|--------------|----------|
| 国土交通省 | 財団法人民間都市開発推進機構 | まち再生基金(港湾局分) | 7億3000万円 |
| <p>民都機構は、平成19年度に国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、「まち再生基金(港湾局分)」を設置造成している。同基金は、回転型で、港湾における民間事業者による拠点施設の整備に対して出資するものである。同省から民都機構への国庫補助金は、19年度に3億円、20年度に2億4000万円、21年度に1億9000万円、計7億3000万円が交付された。</p> <p>検査したところ、同基金による出資事業は、事業を開始した19年度から24年度まで支出のない状況であった。また、同基金は、20年度の基金基準による見直しを実施し、同じスキームで都市再生整備に対して出資をする「まち再生基金(都市局分)」と合算して、公表を行っていた。これらは別の国庫補助金により設置造成されたものであるが、基金事業ごとに公表されていなかった。</p> <p>なお、国土交通省によると、20年のリーマンショック以降の経済情勢の悪化等により、事業に遅れが生じているものの、25年6月時点において、今後の出資の見込みはあるとしている。</p> | | | |

上記②と同様の事態があった基金は、表19のとおりであるが、この2基金については、既に24年度末までに廃止されている。

表19 ②と同様の事態があった基金（2基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置造成額 |
|-------|------------|----------------------------------|----------|
| 農林水産省 | 社団法人大日本水産会 | 漁船漁業構造改革総合対策基金(担い手漁業経営改革支援リース事業) | 2億5920万円 |
| 経済産業省 | 社団法人全国石油協会 | 環境・安全等対策基金(特定被災地域石油製品供給支援事業) | 9億1035万円 |

③ 基金事業として使用見込みのない額を保有しているもの

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 使用見込みのない額 |
|---|------------|---------------------------|------------|
| 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業) | 752億3648万円 |
| <p>開発協会は、平成21年度に厚生労働省から交付金の交付を受けて、「緊急人材育成・就職支援基金（緊急人材育成支援事業）」を設置造成している。同基金は、取崩型で、雇用保険の求職者給付を受給できない者に対し、訓練・生活支援給付金の支給等を行うものである。同省から開発協会への交付金は、平成21年度第1次補正予算により4784億3900万円が交付された。その後、21年10月に「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」により、23年度末としていた新規申請の受付の終了時期を22年度末とし、23年度分に相当する1903億9594万円を21年12月に国庫へ返納している。その後、平成22年度補正予算により、990億0756万円を交付し、新規申請の受付の終了時期を23年9月末に延長している。</p> <p>検査したところ、新規申請の受付は23年9月末で終了しており、後年度負担分を除いた額は、使用見込みのない額となっていた。同基金の終了後に残額が生じた場合は、22年12月の国家戦略担当大臣、財務大臣及び厚生労働大臣による合意文書である「平成23年度予算における求職者支援制度及び雇用保険国庫負担の本則復帰の取扱いについて」において、同基金の後継となる国直轄の事業である求職者支援制度の財源として活用することとされていたが、求職者支援制度の財源として活用されることなく、開発協会が保有し続けている状況となっていた。</p> <p>24年度末の基金保有額763億2832万円に対し、25年度以降の後年度負担額は10億9183万円となっており、この差額752億3648万円が基金事業として使用見込みのない額となっている。</p> | | | |

④ 基金保有額を超える額を今後の支出見込額としているもの

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金保有額を超える支出見込額 |
|--|------------|------------------------------|----------------|
| 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金(成長分野等人材育成支援事業) | 93億8063万円 |
| <p>開発協会は、平成22年度に厚生労働省から交付金の交付を受けて、「緊急人材育成・就職支援基金（成長分野等人材育成支援事業）」を設置造成している。同基金は、取崩型で、健康、環境分野等の事業を行う事業主に対し、事業主が負担した労働者の訓練に要した経費に対する奨励金の支給等を行うものである。同省から開発協会への交付金は、平成22年度補正予算により、498億円が交付された。新規申請の受付の終了時期は23年度末と設定していたが、24年3月に、終了時期を24年度末に延長している。</p> <p>検査したところ、25年2月に、24年12月末時点で算出した同基金の使用見込みのない額約334億円から、266億円を「緊急人材育成・就職支援基金（日本再生人材育成支援事業）」へ配分変更していた。また、同月に、震災特例分に限り、新規申請の受付の終了時期を25年度末に延長していた。さらに、同年3月に、25年1月末時点で算出した同基金の使用見込みのない額約72億円から、58億円を「緊急人材育成・就職支援基金（若者育成支援事業）」へ配分変</p> | | | |

更していた。

しかし、25年度以降の奨励金の支給見込額を算出したところ、240億6978万円となっていて、24年度末の基金保有額146億8914万円を上回っており、同基金による奨励金を支給見込額どおりに支給するには93億8063万円が不足している。一方で、24年度は2回にわたり、同基金から使用見込みのない額として、他の事業へ計324億円を配分変更しており、基金の管理が適切に行われていない状況となっている。

⑤ 公益目的事業財産とされた基金の国庫補助金等を国庫へ返納する際の取扱いが明確でないもの

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 |
|--|--------------|-------------|
| 外務省 | 公益財団法人日中友好会館 | 東アジア青少年交流基金 |
| <p>公益財団法人日中友好会館（以下「日中会館」という。）は、平成18年度に外務省から拠出金の交付を受けて、「東アジア青少年交流基金」を設置造成している。同基金は、取崩型で、日中の青少年を対象とする短期及び中長期の招へい事業や派遣事業、交流事業等を実施するものであり、事業期間は19年度から23年度までの5年間とされている。</p> <p>検査したところ、日中会館は、基金事業が23年度末に終了したものの、全ての精算業務が完了し日中会館での決算が終わる25年6月頃に基金の残余额を国庫へ返納するとしていて、24年4月の段階で使用見込みのない8億9923万円を保有している状況となっていた。</p> <p>一方で、日中会館は、24年4月に財団法人から公益財団法人へ移行しており、その際、同基金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第18条の公益目的事業財産とされている。</p> <p>公益法人認定法第18条によると、公益社団法人又は公益財団法人は、内閣府令で定める正当な理由がある場合を除き、公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないこととされている。そして、基金事業終了等に伴う基金の残余额の国庫への返納は、内閣府令で定める正当な理由として明記されていない。</p> <p>同基金は、目的とする事業が終了しているため、もはや公益法人認定法第18条に掲げる公益目的事業財産として日中会館にとどめておくことは合理性に欠けると考えられる。しかし、上記のとおり、公益目的事業財産とされた同基金の残余额を国庫へ返納する場合について、公益法人認定法及び内閣府令における取扱いが必ずしも明確となっておらず、日中会館が同基金の残余额を適切に国庫へ返納するためには公益目的事業財産とされた基金の残余额を国庫へ返納する際の取扱いを明確にする必要があると認められる。なお、日中会館は、この取扱いが明確になり次第、使用見込みのない額を国庫へ返納するとしている。</p> <p>基金法人のうち、社団法人又は財団法人の一部は、既に公益社団法人又は公益財団法人へ移行しており、その際、基金が公益目的事業財産とされるなどしている。そして、今後、公益社団法人又は公益財団法人へ移行する基金法人もあることが見込まれている。</p> <p>公益目的事業財産とされた基金については、他の基金と同様に、基金事業終了前の使用見込みのない額や、基金事業終了後の基金の残余额を国庫へ返納する場合もある。</p> <p>したがって、公益法人認定法を所管する内閣府においては、これらに関して、公益法人認定法及び内閣府令における取扱いを明確にする必要があると認められる。</p> | | |

上記⑤と同様の事態があった基金は、表20のとおりである。

表20 ⑤と同様の事態があった基金（1基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 |
|-------|----------------|-------------|
| 外務省 | 公益財団法人日韓文化交流基金 | 東アジア青少年交流基金 |

4 所見

(1) 検査の状況の概要

国は、単年度では完結しない特定の目的を持つ事業の財源となる基金を設置造成するため、毎年度、多額の国庫補助金等を交付しており、25年3月31日時点において、国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金は、188基金、基金保有額2兆6155億円（うち国庫補助金等相当額2兆5424億円）となっている。また、20年度から24年度までに、基金を設置造成するために、5兆5016億円の国庫補助金等が交付されており、今後、多額の国庫補助金等が交付されることが想定される。

所管府省、基金法人等において、基金保有額の状況、基金の設置造成の状況、国庫への返納の状況、基金の見直しの状況等について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 基金の設置造成額、基金保有額等の状況について

20年4月1日時点の基金数は152基金であったが、20年度から24年度までに161基金が新規に設置造成される一方、同期間に125基金が廃止されており、25年3月31日時点の基金数は188基金となっている。そして、20年度から24年度までに、基金の設置造成のために交付された国庫補助金等の合計は5兆5016億円と多額に上っており、25年3月31日時点における基金保有額の合計2兆6155億円は、20年4月1日時点における合計1兆0592億円を大きく上回っている。また、事業期間の終了等により、同期間に基金から国庫へ返納された額も1兆0515億円と多額に上っている。この基金から国庫へ返納された額の中には、基金の見直しを適時適切に実施していれば、返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態等が見受けられた。

イ 基金の見直し状況について

18、20両年度に行われた基金基準による見直し、さらに、21年11月の事業仕分け

等により、国庫補助金等により設置造成された基金に対する見直しが実施され、使用見込みのない額が国庫へ返納されるなどしている。その後、23年度に実施する予定となっていた基金基準による見直し及び「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について（連絡）」による基金の執行状況等の公表を、ほとんどの基金法人及び所管府省が実施していない事態が見受けられた。このことなどのため、一部の基金において、使用見込みのない額が基金法人に滞留している事態等が見受けられた。

ウ 基金基準の補助金交付要綱等への明文化及び遵守について

基金基準は、基金事業を実施するに当たって、所管府省が基金法人に対する指導監督を行う場合の基準となるものであるが、一部の基金について、基金基準により基金に対する指導監督を行う旨が補助金交付要綱等に明記されていない事態が見受けられた。また、基金基準に定める基準に基づいて実施する基本的事項の公表、保有割合の算出における事業見通しの算出、新規申請の受付が終了した事業の見直し及び基金事業が複数ある場合の公表が適切に実施されていない事態が見受けられた。

エ 基金基準に定める基準等の検討について

基金基準による見直しの頻度、収入・支出及び事業実績の公表、使用見込みの低い基金の取扱いの検討、基金廃止時の状況の公表等について、基金基準の目的を達成するためには、基金基準に定める基準等の検討が必要と認められる事態等が見受けられた。

また、25年度以降は、内閣官房の行政改革推進本部事務局が作成する基金シートの様式に従って、所管府省が基金シートを作成し、基金の執行状況、保有割合等を毎年公表することとなっている。

オ 個別の基金の状況について

基金基準による定期的な見直しや新規申請の受付が終了した基金の見直しを実施していないことなどから、使用見込みのない額が基金法人に滞留しているなどの国庫への返納等を検討すべき事態がある基金が見受けられた。

(2) 所見

以上のような状況を踏まえて、内閣官房、所管府省及び基金法人においては、次の点について留意して、基金が適切かつ有効に執行されるよう努める必要がある。

ア 所管府省は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ず

ることのないように、設置造成時に基金事業に必要となる額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模が適切となるようにすること

イ 所管府省及び基金法人は、適切な基金規模になるよう毎年度の基金の見直しを実施し、結果を公表すること

ウ 所管府省は、新規に設置造成する基金のために交付する国庫補助金等の補助金交付要綱等において基金基準に基づき指導監督を行うことを明記し、また、基金基準に定める基準が明記されていない基金の補助金交付要綱等において基金基準に定める基準を盛り込むよう努めるとともに、基金法人に対して基金基準の周知を図ること。また、所管府省及び基金法人は、基金事業を実施するに当たり、基金基準に定める基準を遵守すること

エ 内閣官房は、基金基準に定める基準の趣旨を踏まえ、基金シートにより実施する所管府省による基金の執行状況、保有割合等の公表が適切に実施されるよう基金シートの公表内容等について検討するなど必要な取りまとめを行うこと

オ 所管府省及び基金法人は、検討すべき事態が見受けられた基金のうち、事態が解消していないものについて、早急に実効性のある見直しを行うとともに、所要の措置を講ずること。また、これら以外の基金についても、同様の事態が発生することのないようにすること

会計検査院としては、基金法人の基金保有額は依然として多額であり、今後も基金の設置造成のために多額の国庫補助金等が交付されることが想定されることから、基金の見直しの実施状況、基金事業の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

別表1 検査対象基金一覧

1 平成19年度以前に設置造成された基金（既存152基金）

(1) 25年3月31日時点で基金保有額のある基金（74基金）

(単位：千円)

| 所管省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金設置年度 | 運営形態 使途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|----------------|-------------------|--|--------|-------------|-------------------------------------|---|
| 外務省 | (公財)日韓文化交流基金 | 東アジア青少年交流基金 | 平18 | 取崩型 調査等 | 235,089 (235,089) | 29、40 へ [°] -ジ [°] |
| | (公財)日中友好会館 | 東アジア青少年交流基金 | 平18 | 取崩型 調査等 | 899,684 (899,684) | 29、39 へ [°] -ジ [°] |
| 財務省 (国税庁) | 日本酒造組合中央会 | 信用保証基金 | 昭45 | 保有型 債務保証 | 4,563,212 (3,042,141) | |
| | | 単式蒸留しようちゅう業対策基金 | 昭63 | 運用型 補助 | 739,924 (378,884) | |
| 農林水産省 | (一社)農林水産航空協会 | 農林水産航空乗員養成費貸付事業 | 昭48 | 回転型 貸付 | 1,718 (1,717) | |
| | (社)配合飼料供給安定機構 | 異常補てん積立基金 | 昭49 | 取崩型 補助 | 48,805,391 (38,197,814) | |
| | | 備蓄基金 | 昭51 | 取崩型 補助 | 551,250 (84,616) | |
| | 全国土地改良事業団体連合会 | 農家負担金軽減支援対策事業(平準化利子補給積立金、支援事業貸付金) | 平2 | 回転型 貸付 | 24,007,403 (24,007,403) | |
| | (財)食品流通構造改善促進機構 | 食品流通構造改善対策債務保証事業基金 | 平3 | 保有型 債務保証 | 428,013 (356,678) | |
| | | 食品流通構造改善緊急対策事業資金(食品流通構造改善緊急対策事業) | 平4 | 回転型 貸付 | 1,088,594 (1,088,594) | |
| | (社)全国畜産経営安定基金協会 | 畜産経営維持安定特別対策基金 | 平14 | 取崩型 補助 | 3,148,703 (3,148,703) | |
| | (社)日本水産資源保護協会 | コイヘルペスウイルス病まん延防止事業 | 平15 | 取崩型 補助 | 1,003,515 (1,003,515) | |
| | (社)全国農地保有合理化協会 | 緊急加速リース支援事業貸付原資基金 | 平16 | 回転型 貸付 | 146,095 (146,095) | |
| | | 担い手支援貸付原資基金 | 平19 | 回転型 貸付 | 49,431,388 (49,431,388) | |
| | 全国農業協同組合連合会 | 担い手経営展開支援リース事業積立金 | 平17 | 取崩型 補助 | 3,071,265 (3,071,265) | 29へ [°] -ジ [°] |
| | (財)日本特産農産物協会 | 国内産糖・いもでん粉供給円滑化基金(国内産いもでん粉の高付加価値化・低コスト化推進事業) | 平18 | 取崩型 補助 | 21,536 (21,536) | |
| | | 国内産糖・いもでん粉供給円滑化基金(事務費・運用利息収入分) | 平18 | 取崩型 その他 | 17,220 (17,220) | |
| | (財)大日本蚕糸会 | 蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金 | 平19 | 取崩型 補助 | 494,733 (494,733) | |
| 農林水産省 (林野庁) | (財)日本木材総合情報センター | 先駆的木造施設利子助成事業特別資金 | 平13 | 取崩型 利子助成 | 1,686 (1,686) | |
| | 全国木材協同組合連合会 | 木材産業体質強化特別資金 | 平14 | 取崩型 利子助成 | 52,862 (26,431) | |
| | | 木材供給高度化設備リース促進資金 | 平14 | 取崩型 補助 | 154,271 (154,271) | |
| | | 木材産業体質強化促進特別資金 | 平19 | 取崩型 利子助成 | 80,589 (41,521) | |
| 農林水産省 (水産庁) | 漁船保険中央会 | 漁船保険振興事業資金 | 昭41 | 運用型 補助 | 4,702,462 (4,702,462) | |
| | (公財)海外漁業協力財団 | 貸付事業資金 | 昭48 | 回転型 貸付 | 71,472,815 (71,472,815) | 31へ [°] -ジ [°] |
| | (財)海と渚環境美化・油濁対策機構 | 防除清掃費助成事業資金(防除事業) | 昭50 | 取崩型 補助 | 200,000 (100,000) | |
| | | 防除費準備預金 | 昭52 | 取崩型 補助 | 50,000 (12,500) | |
| | (財)魚価安定基金 | 損失及び買取資金貸付事業資金 | 昭51 | 回転型 貸付 | 3,437,331 (3,437,331) | |
| | | 国産水産物安定供給推進事業資金(需給変動調整事業) | 昭52 | 取崩型 補助 | 935,659 (935,659) | |
| | (社)大日本水産会 | 国際漁業再編対策事業資金(交付金資金勘定) | 平元 | 取崩型 補助 | 5,774,430 (5,774,430) | |

| 所管 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 運営形態 使途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|---------------------|---------------------|--------------------------------|----------------|-------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 農林水産省 (水産庁) | (社)大日本水産会 | 国際漁業再編対策事業資金(国際漁業再編対策推進資金勘定) | 平元 | 取崩型 補助 | 94,339 (94,339) | |
| | | 資源回復等推進支援事業造成基金(経営資源移譲円滑化事業勘定) | 平17 | 回転型 貸付 | 43,010 (43,010) | |
| | | 担い手代船取得支援リース料助成基金 | 平17 | 取崩型 利子助成 | 870,757 (870,757) | |
| | | 低気圧被害漁具等復旧対策基金 | 平18 | 取崩型 利子助成 | 522 (522) | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金(もうかる漁業創設支援事業) | 平19 | 取崩型 補助 | 62 (62) | |
| | (社)全国海水養魚協会 | 養殖業振興対策基金(持続的養殖推進リース助成事業) | 平8 | 取崩型 補助 | 4,209 (4,209) | |
| | (一財)日韓・日中協定対策漁業振興財団 | 新日韓漁業協定関連対策特別基金(経営安定対策事業) | 平10 | 取崩型 補助 | 37,545 (37,545) | |
| 経済産業省 | (公財)航空機国際共同開発促進基金 | 航空機国際共同開発促進基金 | 昭61 | 取崩型 利子助成 | 14,943,736 (14,943,736) | |
| | (社)全国信用保証協会連合会 | 特定中堅企業金融円滑化特別基金 | 平10 | 取崩型 補助 | 1,224,076 (1,224,076) | |
| | (社)日本皮革産業連合会 | 皮革産業基盤強化特別振興事業基金 | 平17 | 取崩型 補助 | 11,329,899 (3,334,849) | |
| | | 革靴製造業事業基盤強化支援事業基金 | 平17 | 取崩型 利子助成 | 420,035 (350,029) | |
| | (社)日本タンナーズ協会 | 皮革製造業再編特別対策事業基金 | 平17 | 取崩型 補助 | 3,028,675 (1,334,673) | |
| | 特定非営利活動法人日本靴工業会 | 革靴製造業基盤強化特別対策事業基金 | 平17 | 取崩型 利子助成 | 247,254 (206,045) | |
| 経済産業省 (資源エネルギー庁) | (社)全国石油協会 | 揮発油販売業経営合理化基金 | 昭53 | 保有型 債務保証 | 20,987,703 (19,568,450) | |
| | | 環境・安全等対策基金 | 平18 | 取崩型 利子助成 | 8,101,237 (8,089,637) | |
| 経済産業省 (中小企業庁) | 日本商工会議所 | 保証事業等に係る信用基金 | 平5 | 保有型 債務保証 | 57,255 (54,842) | |
| | 全国商工会連合会 | 保証事業等に係る信用基金 | 平5 | 保有型 債務保証 | 57,197 (54,566) | |
| | (社)全国信用保証協会連合会 | 経営安定関連保証等特別基金 | 平12 | 取崩型 補助 | 170,006,914 (170,006,914) | |
| 国土交通省 | (公財)交通遺児育英会 | 交通遺児に対する奨学金貸与事業 | 昭44 | 回転型 貸付 | 5,681,382 (3,506,489) | |
| | (一財)建設業振興基金 | 信用・指導基金 | 昭50 | 保有型 債務保証 | 7,086,000 (1,865,000) | 31 ^ハ -ジ ^ク |
| | | 建設業安定化基金 | 平10 | 保有型 債務保証 | 15,653,552 (7,500,000) | 31 ^ハ -ジ ^ク |
| | (公財)利根川・荒川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 昭51 | 運用型 その他 | 1,055,511 (527,690) | |
| | (財)木曾三川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 昭52 | 運用型 その他 | 398,202 (198,904) | |
| | (公社)全国市街地再開発協会 | 民間再開発促進基金 | 昭53 | 保有型 債務保証 | 3,972,917 (3,522,917) | 31 ^ハ -ジ ^ク |
| | | 街なか居住再生ファンド | 平17 | 回転型 その他 | 7,761,553 (7,761,553) | |
| | (公財)不動産流通近代化センター | 信用・指導基金 | 昭55 | 保有型 債務保証 | 4,052,000 (800,000) | 30 ^ハ -ジ ^ク |
| | (公財)豊川水源基金 | 水源地域対策事業 | 昭55 | 運用型 その他 | 300,000 (137,500) | |
| | (公財)矢作川水源基金 | 水源地域対策事業 | 昭55 | 運用型 その他 | 75,000 (25,000) | |
| | (財)交通遺児等育成基金 | 交通遺児育成基金事業 | 昭55 | 取崩型 補助 | 3,708,538 (244,473) | |
| | (財)筑後川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 昭57 | 運用型 その他 | 539,364 (269,635) | |
| | 日本自動車整備商工組合連合会 | 自動車整備近代化資金 | 昭58 | 保有型 債務保証 | 2,594,000 (979,000) | 28 ^ハ -ジ ^ク |
| | (財)吉野川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 昭62 | 運用型 その他 | 314,214 (157,082) | |
| | (財)民間都市開発推進機構 | 事業促進支援基金 | 平11 | 運用型 調査等 | 1,826,644 (1,369,983) | 21 ^ハ -ジ ^ク |
| | | 民間都市再生基金 | 平14 | 保有型 債務保証 | 5,288,032 (5,288,032) | |

| 所管 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 運営形態 使途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|----------|-------------------|--------------------------------|----------------|-------------|-------------------------------------|-------|
| 国土交通省 | (財)民間都市開発推進機構 | まち再生参加業務円滑化基金 | 平17 | 運用型 調査等 | 176,392 (176,392) | |
| | | まち再生基金(都市局分) | 平17 | 回転型 その他 | 44,389,945 (44,389,945) | |
| | | まち再生基金(港湾局分) | 平19 | 回転型 その他 | 730,000 (730,000) | 37ページ |
| | (公財)日本賃貸住宅管理協会 | 住宅循環円滑化保証基金 | 平15 | 保有型 債務保証 | 101,456 (101,456) | |
| | (財)高齢者住宅財団 | 高齢者居住安定基金 | 平18 | 保有型 債務保証 | 541,322 (541,322) | |
| | (財)住宅保証機構 | 住宅保証基金 | 平18 | 保有型 その他 | 8,905,720 (8,905,720) | |
| 環境省 | (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 | 債務保証基金 | 平4 | 保有型 債務保証 | 3,501,065 (2,660,585) | |
| | | 産業廃棄物適正処理推進基金(補助率が3/4のもの) | 平10 | 取崩型 補助 | 2,439,442 (1,395,586) | |
| | | 産業廃棄物適正処理推進基金(補助率が1/2及び1/3のもの) | 平15 | 取崩型 補助 | 2,534,951 (2,534,951) | |
| | (財)日本環境協会 | 土壌汚染対策基金 | 平14 | 取崩型 補助 | 1,599,175 (516,040) | |
| 防衛省 | (財)防衛施設周辺整備協会 | 合衆国軍隊事故被害者救済融資事業 | 平8 | 運用型 利子助成 | 254,600 (254,600) | |
| 計 | | 基金法人数 49 基金数 74 | | | 582,452,268 (528,864,325) | |

注(1) (社)は社団法人、(財)は財団法人、(一社)は一般社団法人、(一財)は一般財団法人、(公社)は公益社団法人、(公財)は公益財団法人のそれぞれの略である。

注(2) 複数の運営形態・使途が併存している基金については、主な運営形態・使途により分類している。

(2) 25年3月31日時点で廃止済みの基金（78基金）

| 所管 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 基金 廃止 年度 | 運営形態 使途 | 事例等 |
|---------------------|---------------------------------|---|----------------|----------------|-------------|---------|
| 文部科学省 | (一財)私学研修福祉会 | 私立学校施設高度化推進支援基金 | 平9 | 平22 | 取崩型 利子助成 | |
| 厚生労働省 | (公社)国民健康保険中央 会 | 国保特別対策基金 | 平5 | 平22 | 運用型 調査等 | 36^ -ジ^ |
| | (財)こども未来財団 | こども未来基金 | 平6 | 平22 | 運用型 補助 | 9^ -ジ^ |
| | (財)高年齢者雇用開発協 会 | 緊急雇用創出特別基金 | 平10 | 平21 | 取崩型 補助 | |
| 農林水産省 | (社)中央農業拓植基金協 会 | 農業拓植基金 | 昭34 | 平24 | 保有型 債務保証 | |
| | (公財)中央果実協会 | 果樹対策資金 | 昭47 | 平23 | 取崩型 補助 | |
| | | 特定畑作物等対策資金 | 昭63 | 平23 | 取崩型 補助 | |
| | (社)大豆供給安定協会 | 備蓄基金(1号基金) | 昭49 | 平24 | 取崩型 補助 | |
| | | 備蓄基金(2号基金) | 昭49 | 平24 | 取崩型 補助 | |
| | (社)全国鶏卵価格安定基 金 | 鶏卵価格差補てん交付準備金 | 昭50 | 平23 | 取崩型 補助 | |
| | (社)全日本卵価安定基金 | 鶏卵価格差補てん交付準備金 | 昭50 | 平23 | 取崩型 補助 | |
| | (一財)残留農薬研究所 | 新農薬等開発促進事業(新農薬開 発促進事業) | 昭53 | 平24 | 回転型 貸付 | |
| | | 新農薬等開発促進事業(中山間地 域特産農作物等生産支援対策事 業) | 平8 | 平21 | 回転型 貸付 | |
| | (財)農林水産長期金融協 会 | 農山漁村振興基金 | 平元 | 平22 | 取崩型 利子助成 | |
| | (社)全国農地保有合理化 協会 | 農地保有合理化法人機能強化事業 基金 | 平7 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | 農地保有合理化法人債務保証基金 | 平7 | 平22 | 保有型 債務保証 | |
| | | 農地売買円滑化事業基金 | 平13 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | 農地保有合理化緊急売買促進事業 基金 | 平18 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | 企業等農業参入支援加速リース促 進事業貸付原資基金 | 平19 | 平21 | 回転型 貸付 | |
| | (財)日本特産農産物協会 | いもでん粉工場再編整備等対策資 金 | 平7 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | いぐさ・畳表構造改革緊急支援資 金 | 平14 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | いもでん粉工場再編整備事業基金 | 平17 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | 高品質なたね産地確立対策中央基 金 | 平18 | 平21 | 取崩型 補助 | |
| | | 国内産糖・いもでん粉供給円滑化 基金(気象災害影響緩和対策事 業) | 平18 | 平24 | 取崩型 補助 | |
| | (社)中央畜産会 | 経営効率化機械緊急整備リース助 成基金 | 平7 | 平21 | 取崩型 補助 | |
| | | 畜産生産技術高度化機械リース助 成基金 | 平13 | 平23 | 取崩型 補助 | |
| | (社)国際農林業協働協会 | 差額補填資金 | 平11 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| (財)食品流通構造改善促 進機構 | 食品小売業等環境対策基盤強化事 業助成資金 | 平11 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| (社)米穀安定供給確保支 援機構 | 米穀販売業流通合理化推進事業 | 平12 | 平24 | 取崩型 補助 | | |
| | 過剰米短期融資円滑化資金 | 平18 | 平20 | 取崩型 補助 | | |
| (一財)全国瑞穂食糧検査 協会 | 検査機器リース事業基金(農産物 検査民営化移行整備事業) | 平12 | 平21 | 取崩型 補助 | | |
| 全国農業協同組合連合会 | 大豆作経営安定資金 | 平12 | 平22 | 取崩型 補助 | | |

| 所管 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 基金 廃止 年度 | 運営形態 使途 | 事例等 | |
|----------------|---|--|-------------------------------|----------------|-------------|---------------------------------|--|
| 農林水産省 | 全国主食集荷協同組合連 合会 | 大豆作経営安定資金 | 平12 | 平21 | 取崩型 補助 | | |
| | (社)日本米穀小売振興会 | 米穀販売業流通合理化推進事業 | 平13 | 平21 | 取崩型 補助 | | |
| | 日本米穀小売商業組合連 合会 | 米穀販売業流通合理化推進事業 | 平14 | 平20 | 取崩型 補助 | | |
| | (社)全国米麦改良協会 | 米流通安心確保対策事業資金 | 平16 | 平23 | 取崩型 補助 | | |
| 農林水産省 (林野庁) | (財)日本木材総合情報セ ンター | 木材供給高度化設備リース促進資 金 | 昭62 | 平21 | 取崩型 補助 | | |
| | | 木材産業高度化促進特別資金 | 平7 | 平22 | 取崩型 利子助成 | | |
| | | 木材産業体質強化対策特別資金 | 平12 | 平23 | 取崩型 利子助成 | | |
| | 全国森林組合連合会 | 緑の雇用担い手対策資金 | 平18 | 平23 | 取崩型 補助 | | |
| 農林水産省 (水産庁) | 全国漁業協同組合連合会 | 漁業経営安定特別対策基金 | 昭56 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | | 経営体質強化緊急総合対策事業 (大型クラゲ被害防止緊急総合対 策事業) | 平17 | 平20 | 取崩型 補助 | | |
| | | 経営体質強化緊急総合対策事業 (漁業用燃油流通効率化緊急総合 対策事業) | 平17 | 平21 | 取崩型 補助 | | |
| | | 経営体質強化緊急総合対策事業 (漁業者協業化取組支援事業) | 平17 | 平21 | 取崩型 補助 | | |
| | (社)大日本水産会 | 漁協経営基盤強化推進基金 | 平10 | 平22 | 取崩型 利子助成 | | |
| | | 資源回復等推進支援事業造成基金 (再編整備等支援事業勘定) | 平17 | 平23 | 取崩型 補助 | | |
| | | ノリ養殖業構造調整・競争力強化 助成基金 | 平18 | 平23 | 取崩型 補助 | 25 [〃] -ジ [〃] | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (中央プロジェクト本部運営事 業) | 平19 | 平24 | 取崩型 その他 | | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (地域プロジェクト運営事業) | 平19 | 平24 | 取崩型 調査等 | | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (担い手漁業経営改革支援リース 事業) | 平19 | 平24 | 取崩型 補助 | 37 [〃] -ジ [〃] | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (漁船漁業再生事業) | 平19 | 平24 | 取崩型 補助 | | |
| | | 水産業燃油高騰緊急対策基金(水 産業燃油高騰対策運営事業) | 平19 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | | 水産業燃油高騰緊急対策基金(小 規模漁業構造改善促進事業) | 平19 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | | 水産業燃油高騰緊急対策基金(漁 業経営体質強化緊急対策事業) | 平19 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | | (一財)日韓・日中協定対 策漁業振興財団 | 新日韓漁業協定関連対策特別基金 (資源回復対策事業) | 平10 | 平24 | 取崩型 補助 | |
| | | | 新日韓漁業協定関連対策特別基金 (操業支援対策事業) | 平10 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | 新日中漁業協定関連対策特別基金 (中国漁船緊急避泊対策事業) | | 平12 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | 新日中漁業協定関連対策特別基金 (漁場機能維持管理事業) | | 平12 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | 新日中漁業協定関連対策特別基金 (日中関連水域沿岸漁業等経営安 定資金融通助成等事業) | | 平12 | 平23 | 取崩型 補助 | | |
| | 新日中漁業協定関連対策特別基金 (漁業共済掛金助成等事業) | | 平12 | 平24 | 取崩型 補助 | | |
| | 新日中漁業協定関連対策特別基金 (東シナ海漁業操業効率化支援等 事業) | | 平12 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | 新日中漁業協定関連対策特別基金 (資源回復型種苗放流補助事業) | | 平18 | 平22 | 取崩型 補助 | | |
| | (一社)漁業信用基金中央 会 | 漁業運転資金融通円滑化対策事業 資金 | 平14 | 平22 | 取崩型 補助 | | |

| 所管 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 基金 廃止 年度 | 運営形態 ・ 使途 | 事例等 |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------------|----------------|----------------|-----------------|---------|
| 農林水産省 (水産庁) | (一社)漁業信用基金中央 会 | 中小漁業関連資金融通円滑化事業 資金 | 平17 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | | 認定漁協資金融通円滑化基金 | 平18 | 平22 | 取崩型 補助 | |
| | (財)魚価安定基金 | 国産水産物安定供給推進事業資金 (直接取引推進事業) | 平18 | 平23 | 取崩型 補助 | 20年度 -ジ |
| 経済産業省 | (社)プラスチック処理促 進協会 | 債務保証基金 | 昭47 | 平23 | 保有型 債務保証 | |
| | (一社)日本鉄源協会 | 債務保証基金 | 昭50 | 平21 | 保有型 債務保証 | |
| | (一財)ベンチャーエン タープライズセンター | 債務保証基金 | 昭50 | 平23 | 保有型 債務保証 | 20年度 -ジ |
| | (社)電炉業構造改善促進 協会 | 債務保証事業基金 | 昭52 | 平21 | 保有型 債務保証 | |
| 経済産業省 (資源エネル ギー庁) | (社)潤滑油協会 | 潤滑油製造業近代化基金 | 昭53 | 平22 | 運用型 調査等 | 37年度 -ジ |
| | (一財)新エネルギー財団 | 中小水力発電事業に係る利子補給 事業のための利子補給基金 | 昭60 | 平22 | 取崩型 利子助成 | |
| 経済産業省 (中小企業 庁) | 全国商店街振興組合連合 会 | 商店街振興基金 | 昭63 | 平22 | 運用型 調査等 | |
| | 全国商工会連合会 | 商工会等記帳機械化等オンライン 化推進事業基金 | 昭63 | 平24 | 取崩型 補助 | |
| 国土交通省 | (一社)海外建設協会 | 海外建設促進基金 | 昭52 | 平22 | 運用型 調査等 | 10年度 -ジ |
| | (財)淀川水源地域対策基 金 | 水源地域対策事業 | 昭54 | 平23 | 運用型 その他 | 10年度 -ジ |
| | (財)紀の川水源地域対策 基金 | 水源地域対策事業 | 昭63 | 平22 | 運用型 その他 | 10年度 -ジ |
| 環境省 | (財)日本環境協会 | 環境修復・創造支援基金 | 平12 | 平22 | 取崩型 利子助成 | |
| 計 | | 基金法人数 42 基金数 78 | | | | |

注(1) (社)は社団法人、(財)は財団法人、(一社)は一般社団法人、(一財)は一般財団法人、(公社)は公益社団法人、(公財)は公益財団法人のそれぞれの略である。

注(2) 複数の運営形態・使途が併存している基金については、主な運営形態・使途により分類している。

2 平成20年度から24年度までに新規に設置造成された基金（新規161基金）

(1) 25年3月31日時点で基金保有額のある基金（114基金）

(単位：千円)

| 所管府省等名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金設置年度 | 運営形態 用途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|--------|-------------------------|---|-----------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 内閣府 | (一財)ニューメディア開発協会 | 社会的企業支援基金 | 平23 | 取崩型 補助 | 178,437 (178,437) | |
| 厚生労働省 | (一社)未承認薬等開発支援センター | 未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金（新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業） | 平21 | 取崩型 補助 | 24,332,761 (24,332,761) | |
| | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金（緊急人材育成支援事業） | 平21 | 取崩型 補助 | 76,328,320 (76,328,320) | 38 ^ペ - ^ジ |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（中小企業等雇用創出支援事業） | 平21 | 取崩型 補助 | 39,393 (39,393) | 19、29 ^ペ - ^ジ |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（長期失業者等支援事業） | 平21 | 取崩型 補助 | 400,809 (400,809) | 19、29 ^ペ - ^ジ |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業） | 平21 | 回転型 貸付 | 117 (117) | 19、29 ^ペ - ^ジ |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（新卒者就職実現プロジェクト事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 12,870,295 (12,870,295) | 27 ^ペ - ^ジ |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（新卒者就職実現プロジェクト事業、平成23年度第3次補正予算） | 平23 | 取崩型 補助 | 13,751,764 (13,751,764) | |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（成長分野等人材育成支援事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 14,689,144 (14,689,144) | 38 ^ペ - ^ジ |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（事務費） | 平21 | 取崩型 その他 | 2,369,815 (2,369,815) | |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（事務費、平成23年度第3次補正予算） | 平23 | 取崩型 その他 | 97,831 (97,831) | |
| | | 緊急人材育成・就職支援基金（日本再生人材育成支援事業） | 平24 | 取崩型 補助 | 26,600,000 (26,600,000) | |
| | 緊急人材育成・就職支援基金（若者育成支援事業） | 平24 | 取崩型 補助 | 79,603,824 (79,603,824) | | |
| | (一社)原爆症認定集団訴訟原告支援事業実施法人 | 原爆症認定集団訴訟原告問題解決基金 | 平22 | 取崩型 補助 | 37,465 (37,451) | |
| | 社会保険診療報酬支払基金 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金 | 平23 | 取崩型 補助 | 43,941,918 (43,941,918) | |
| 農林水産省 | 全国農業会議所 | 低コスト経営支援基金 | 平20 | 取崩型 利子助成 | 5,180,912 (5,180,912) | |
| | | 雇用創出経営支援基金 | 平21 | 取崩型 利子助成 | 6,844,139 (6,844,139) | |
| | | 農業経営維持安定支援基金 | 平21 | 取崩型 利子助成 | 163,365 (163,365) | |
| | | 農の雇用促進対策資金（農業法人就業相談活動事業、平成23年度予算） | 平23 | 取崩型 補助 | 26,419 (26,419) | |
| | | 農の雇用促進対策資金（農業法人就業実践研修支援事業、平成23年度予算） | 平23 | 取崩型 補助 | 138,818 (138,818) | |
| | | 被災者向け農の雇用促進対策資金（平成23年度第3次補正予算） | 平23 | 取崩型 補助 | 479,535 (479,535) | |
| | | 農の雇用促進対策資金（平成23年度第4次補正予算） | 平23 | 取崩型 補助 | 1,250,730 (1,250,730) | |
| | | 農の雇用促進対策資金（平成24年度予算） | 平24 | 取崩型 補助 | 5,662,690 (5,662,690) | |
| | | 青年就農給付金事業資金 | 平24 | 取崩型 補助 | 7,691,795 (7,691,795) | |
| | | 被災者向け農の雇用促進対策資金 | 平24 | 取崩型 補助 | 405,851 (405,851) | |
| | 地方競馬全国協会 | 馬産地再活性化基金 | 平21 | 取崩型 補助 | 2,250,855 (2,250,855) | |
| | (財)食品流通構造改善促進機構 | 食品流通構造改善緊急対策事業資金（農山漁村6次産業化対策事業） | 平23 | 取崩型 補助 | 12,505,115 (12,505,115) | |
| | | 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 1,000,000 (1,000,000) | |

| 所管 府省等名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 運営形態 使途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|----------------|--------------------------------|--|----------------|-------------|-------------------------------------|-------|
| 農林水産省 | (社)日本施設園芸協会 | 燃油価格高騰緊急対策基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 42,530,000 (42,530,000) | |
| | 全国地域作物等振興協 議会 | 甘味資源作物等農業機械等リース 支援基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 1,010,000 (1,010,000) | |
| | 精糖工業会 | 砂糖供給安定化緊急対策基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 1,300,000 (1,300,000) | |
| | (財)農林水産長期金融 協会 | 担い手への金融支援のための基金 | 平24 | 取崩型 利子助成 | 1,014,710 (1,014,710) | |
| 農林水産省 (林野庁) | 全国木材協同組合連合 会 | 農林漁業セーフティネット資金利 子補給基金 | 平20 | 取崩型 利子助成 | 4,650 (4,650) | |
| | | がんばれ！地域林業サポート資金 | 平20 | 取崩型 補助 | 500,455 (500,455) | |
| | | 林業経営基盤整備緊急利子助成基 金 | 平24 | 取崩型 利子助成 | 119,435 (119,435) | |
| | 全国森林組合連合会 | 「緑の雇用」現場技能者育成対策 資金 | 平24 | 取崩型 補助 | 2,949,576 (2,949,576) | |
| | (公社)国土緑化推進機 構 | 木材利用ポイント基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 41,000,000 (41,000,000) | |
| 農林水産省 (水産庁) | 全国漁業共済組合連合 会 | 漁業経営安定対策基金（漁業経営 安定対策事業勘定） | 平20 | 取崩型 補助 | 193,041 (134,478) | |
| | | 漁業経営安定対策基金（漁業共済 資源管理等推進特別対策事業勘 定） | 平23 | 取崩型 補助 | 1,018,927 (1,018,927) | |
| | | 漁業経営安定対策基金（資源管理 等推進収入安定対策事業勘定） | 平23 | 取崩型 補助 | 65,186,566 (52,822,804) | |
| | (財)海と渚環境美化・ 油濁対策機構 | 防除清掃費助成事業資金（特定防 除事業） | 平21 | 取崩型 補助 | 150,000 (75,000) | |
| | 特定非営利活動法人水 産業・漁村活性化推進 機構 | 水産業体質強化総合対策事業基金 （漁業構造改革総合対策事業助成 勘定） | 平21 | 取崩型 補助 | 31,903,402 (31,903,402) | |
| | | 水産業体質強化総合対策事業基金 （再編整備等推進支援事業勘定） | 平21 | 取崩型 補助 | 740,796 (740,796) | |
| | | 有害生物漁業被害防止総合対策基 金 | 平21 | 取崩型 補助 | 1,279,152 (1,279,152) | |
| | | 水産業体質強化総合対策事業基金 （漁業・養殖業復興支援事業助成 勘定） | 平23 | 取崩型 補助 | 72,289,262 (72,289,262) | |
| | (一社)漁業経営安定化 推進協会 | 漁業経営セーフティネット構築 事業基金（漁業用燃油価格安定対 策事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 15,448,803 (8,984,753) | |
| | | 漁業経営セーフティネット構築 事業基金（養殖用配合飼料価格安 定対策事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 1,378,322 (835,265) | |
| | (一社)全国漁業就業者 確保育成センター | 新規就業者対策基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 697,721 (697,721) | |
| 経済産業省 | (一社)環境パートナ シップ会議 | 環境対応車普及促進基金（レア アース等利用産業等設備導入事 業） | 平22 | 取崩型 補助 | 28,605,919 (28,605,919) | 29ページ |
| | | 環境対応車普及促進基金（低炭素 型雇用創出産業立地推進事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 43,036,015 (43,036,015) | 28ページ |
| | | 環境対応車普及促進基金（アジア 拠点化立地推進事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 2,893,610 (2,893,610) | |
| | | 環境対応車普及促進基金（先端技 術実証・評価設備整備等事業） | 平22 | 取崩型 補助 | 61,140,762 (61,140,762) | |
| | | 環境対応車普及促進基金（環境対 応車普及促進事業、平成23年度第4 次補正予算） | 平23 | 取崩型 補助 | 4,529,141 (4,529,141) | 29ページ |
| | | 環境対応車普及促進基金（産業技 術研究開発拠点立地推進事業） | 平23 | 取崩型 補助 | 8,424,351 (8,424,351) | |
| | | 環境対応車普及促進基金（国内立 地推進事業） | 平23 | 取崩型 補助 | 294,447,828 (294,447,828) | |
| | | 環境対応車普及促進基金（定置用 リチウムイオン蓄電池導入促進対 策事業） | 平23 | 取崩型 補助 | 19,957,345 (19,957,345) | |
| | | 環境対応車普及促進基金（原子力 災害周辺地域産業復興企業立地補 助事業） | 平24 | 取崩型 補助 | 14,007,146 (14,007,146) | |

| 所管 府省等名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 運営形態 使途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|--|-------------------------|--|--|-------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 経済産業省 | (一社)環境パートナー シップ会議 | 環境対応車普及促進基金(革新的 低炭素技術集約産業国内立地推進 事業) | 平24 | 取崩型 補助 | 7,074,716 (7,074,716) | |
| | | 環境対応車普及促進基金(産学連 携イノベーション促進事業) | 平24 | 取崩型 補助 | 3,999,912 (3,999,912) | |
| | (一社)低炭素投資促進 機構 | 省エネルギー設備導入促進基金 (経済産業政策局分) | 平22 | 保有型 その他 | 7,260,629 (7,260,629) | |
| | | 省エネルギー設備導入促進基金 (産業技術環境局分、平成23年度 予算) | 平23 | 取崩型 補助 | 964,513 (964,513) | |
| | | 円高・エネルギー制約対策のため の先端設備等投資促進基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 200,000,000 (200,000,000) | |
| | | 省エネルギー設備導入促進基金 (温室効果ガス排出削減量連動型 中小企業グリーン投資促進事業) | 平24 | 取崩型 補助 | 1,749,396 (1,749,396) | |
| | | 省エネルギー設備導入促進基金 (次世代自動車充電インフラ整備 促進対策事業) | 平24 | 取崩型 補助 | 100,500,000 (100,500,000) | |
| | | 省エネルギー設備導入促進基金 (スマートマンション導入加速化 推進事業) | 平24 | 取崩型 補助 | 13,049,619 (13,049,619) | |
| | (一社)日本エルピーガ スプラント協会 | 中小企業産業保安施設等防災診断 基金 | 平24 | 取崩型 補助 | 139,825 (139,825) | |
| | 経済産業省 (資源エネル ギー庁) | (社)全国石油協会 | 環境・安全等対策基金(立地最適 化事業等) | 平20 | 取崩型 補助 | 1,449,379 (1,449,379) |
| 環境・安全等対策基金(省エネ型 石油製品販売業転換対策事業) | | | 平20 | 取崩型 補助 | 239,204 (239,204) | 29ペーｼﾝｸﾞ |
| 揮発油販売業経営合理化基金(石 油製品販売業災害特別保証事業) | | | 平23 | 保有型 債務保証 | 5,016,490 (5,016,490) | |
| 環境・安全等対策基金(灯油配送 合理化促進事業) | | | 平23 | 取崩型 補助 | 441,799 (441,799) | |
| 環境・安全等対策基金(被災地域 等地下タンク環境保全対策促進事 業) | | | 平23 | 取崩型 補助 | 3,073,592 (3,073,592) | |
| 環境・安全等対策基金(被災地域 石油製品販売業再建等支援事業) | | | 平23 | 取崩型 補助 | 2,051,193 (2,051,193) | |
| 環境・安全等対策基金(石油製品 販売業経営効率化促進事業) | | | 平23 | 取崩型 補助 | 1,198,650 (1,198,650) | |
| 環境・安全等対策基金(地下タン ク環境保全対策緊急促進事業) | | | 平24 | 取崩型 補助 | 8,734,075 (8,734,075) | |
| 環境・安全等対策基金(災害時等 石油製品供給・利用インフラ等整 備事業) | | | 平24 | 取崩型 補助 | 16,331,373 (16,331,373) | |
| (一社)太陽光発電協会 | | | 住宅用太陽光発電導入支援対策基 金(住宅用太陽光発電導入支援対 策基金造成事業) | 平21 | 取崩型 補助 | 19,311 (19,311) |
| | | 住宅用太陽光発電導入支援対策基 金(住宅用太陽光発電導入支援復 興対策基金造成事業) | 平23 | 取崩型 補助 | 49,103,970 (49,103,970) | |
| | | 住宅用太陽光発電導入支援対策基 金(住宅用太陽光発電高度普及促 進復興対策基金造成事業) | 平23 | 取崩型 補助 | 15,437,798 (15,437,798) | |
| | | 住宅用太陽光発電導入支援対策基 金(再生可能エネルギー発電設備 等導入促進支援復興対策事業) | 平23 | 取崩型 補助 | 32,434,511 (32,434,511) | |
| (一社)新エネルギー導 入促進協議会 | | 新エネルギー導入促進基金(ス martコミュニティ導入促進事 業) | 平23 | 取崩型 補助 | 7,885,554 (7,885,554) | |
| | | 新エネルギー導入促進基金(ス martエネルギーシステム導入促 進事業) | 平23 | 取崩型 補助 | 4,332,584 (4,332,584) | |
| | | 新エネルギー導入促進基金(大型 蓄電システム緊急実証事業) | 平24 | 取崩型 補助 | 29,589,818 (29,589,818) | |
| (一社)環境パートナ シップ会議 | | 環境対応車普及促進基金(エネル ギー管理システム導入促進事業) | 平23 | 取崩型 補助 | 27,737,456 (27,737,456) | |
| | | 環境対応車普及促進基金(火力発 電運転円滑化対策事業) | 平23 | 取崩型 利子助成 | 7,353,172 (7,353,172) | |

| 所管 府省等名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 運営形態 使途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|---------------------------------|-------------------|--|----------------|------------|-------------------------------------|----------------------|
| 経済産業省 (資源エネルギー庁) | (一社)環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金(建築物節電改修支援事業) | 平23 | 取崩型補助 | 4,924,488 (4,924,488) | |
| | | 次世代型熱利用設備導入緊急対策基金 | 平24 | 取崩型補助 | 15,500,522 (15,500,522) | |
| | | 民生用燃料電池導入対策基金 | 平24 | 取崩型補助 | 24,888,456 (24,888,456) | |
| 経済産業省 (中小企業庁) | 日本商工会議所 | 人材対策基金 | 平20 | 取崩型補助 | 206,211 (206,211) | 29ページ |
| | | 人材対策基金(復興枠) | 平23 | 取崩型補助 | 9,047,211 (9,047,211) | |
| | | 消費税転嫁対策基金 | 平24 | 取崩型補助 | 1,288,766 (1,288,766) | |
| | 全国中小企業団体中央会 | 人材対策基金 | 平20 | 取崩型補助 | 30,763,705 (30,763,705) | |
| | | 人材対策基金(復興枠) | 平23 | 取崩型補助 | 1,406,903 (1,406,903) | |
| | | 消費税転嫁対策基金 | 平24 | 取崩型調査等 | 487,708 (487,708) | |
| | | ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金 | 平24 | 取崩型補助 | 100,687,089 (100,687,089) | |
| | | 中小サービス業等海外現地人材研修支援事業 | 平24 | 取崩型補助 | 1,499,993 (1,499,993) | |
| | | 消費税転嫁対策基金 | 平24 | 取崩型調査等 | 2,078,826 (2,078,826) | |
| | 全国商工会連合会 | 地域力活用市場獲得等支援事業 | 平24 | 取崩型補助 | 20,009,660 (20,009,660) | |
| | | 消費税転嫁対策基金 | 平24 | 取崩型調査等 | 126,583 (126,583) | |
| | | 商店街まちづくり事業 | 平24 | 取崩型補助 | 19,998,545 (19,998,545) | |
| | 全国商店街振興組合連合会 | 地域商店街活性化事業 | 平24 | 取崩型補助 | 9,999,019 (9,999,019) | |
| | | 建設業金融円滑化基金(地域建設業経営強化融資事業) | 平20 | 取崩型利子助成 | 934,060 (934,060) | |
| | | 建設業金融円滑化基金(下請資金繰り支援事業) | 平21 | 取崩型補助 | 360 (360) | |
| 国土交通省 | (一財)建設業振興基金 | 建設業債権保全基金 | 平21 | 取崩型補助 | 5,862,223 (5,862,223) | |
| | | 建設業と地域の元気回復基金(フロンティア事業) | 平22 | 取崩型補助 | 94,636 (94,636) | |
| | | 建設業金融円滑化基金(建設業災害対応金融支援事業) | 平24 | 取崩型利子助成 | 1,049,000 (1,049,000) | |
| | | 環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成23年度第4次補正予算) | 平23 | 取崩型補助 | 533,658 (533,658) | 29ページ |
| | | (一社)環境パートナーシップ会議 | | | | |
| | 環境省 | (財)日本環境協会 | 環境保全型経営促進基金 | 平21 | 取崩型利子助成 | 137,249 (137,249) |
| 環境配慮型設備投資促進基金 | | | 平21 | 取崩型利子助成 | 216,576 (216,576) | |
| 環境配慮型設備投資促進利子補給基金 | | | 平22 | 取崩型利子助成 | 435,505 (435,505) | |
| 環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金 | | | 平24 | 取崩型利子助成 | 426,723 (426,723) | |
| 3省合同事業 総務省 経済産業省 環境省 | (一社)環境パートナーシップ会議 | グリーン家電普及促進基金 | 平21 | 取崩型補助 | 14,641,556 (14,641,556) | |
| 3省合同事業 経済産業省 国土交通省 環境省 | (一社)環境パートナーシップ会議 | 環境対応住宅普及促進基金 | 平21 | 取崩型補助 | 71,530,857 (71,530,857) | |
| 2省合同事業 総務省 経済産業省 | 特定非営利活動法人映像産業振興機構 | コンテンツ海外展開等促進基金 | 平24 | 取崩型補助 | 15,520,000 (15,520,000) | |

| 所 管 府省等名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金 設置 年度 | 運営形態 使 途 | 平成24年度末 基金保有額 (国庫補助金等 相当額) | 事例等 |
|------------------------|---------------------|---------------------|----------------|-------------|-------------------------------------|-----|
| 2省合同事業 国土交通省 環境省 | (一社)環境不動産普及 促進機構 | 耐震・環境不動産支援基金 | 平24 | 回転型 その他 | 35,000,000 (35,000,000) | |
| 計 | | 基金法人数 34 基金数 114 | | | 2,033,063,725 (2,013,559,278) | |

注(1) (社)は社団法人、(財)は財団法人、(一社)は一般社団法人、(一財)は一般財団法人、(公社)は公益社団法人のそれぞれの略である。

注(2) 複数の運営形態・使途が併存している基金については、主な運営形態・使途により分類している。

(2) 25年3月31日時点で廃止済みの基金（47基金）

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金設置年度 | 基金廃止年度 | 運営形態 使途 | 事例等 | |
|----------------------------------|--------------------------------------|---|---|--------|-------------|-------|--|
| 内閣府 | (公社)日本サードセクター経営者協会 | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平23 | 取崩型補助 | | |
| | (株)いろどり | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 特定非営利活動法人えがおつなげて | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 特定非営利活動法人エディック | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | (一社)カーボンマネジメント・アカデミー | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | (一社)環境ビジネスウィメン | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 特定非営利活動法人グラウンドワーク三島 | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平23 | 取崩型補助 | | |
| | 三遠南信地域連携ビジョン推進会議 | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 「ソーシャルビジネスネットワーク大学」推進コンソーシアム | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 特定非営利活動法人 100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 北海道地域再生推進コンソーシアム | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | みたか社会的企業人財創出コンソーシアム | 社会的企業支援基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 厚生労働省 | (一社)未承認薬等開発支援センター | 未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金（未承認薬等審査迅速化事業） | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | |
| 未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金（未承認薬等開発支援事業） | | | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| 中央職業能力開発協会 | | 緊急人材育成・就職支援基金（日系人離職者支援事業） | 平21 | 平23 | 取崩型補助 | 19ページ | |
| 農林水産省 | 事故米穀経営支援協議会 | 事故米穀影響事業者緊急経営支援基金 | 平20 | 平22 | 取崩型補助 | | |
| | 新農業機械実用化促進(株) | 食料供給力向上緊急機械リース支援事業資金 | 平20 | 平21 | 取崩型補助 | | |
| | 全国農業会議所 | 経営力向上支援基金 | 経営力向上支援基金 | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | | 農の雇用促進対策資金（平成20年度予算） | 農の雇用促進対策資金（平成20年度予算） | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | | 農の雇用促進対策資金（平成21年度予算） | 農の雇用促進対策資金（平成21年度予算） | 平21 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | | 農の雇用促進対策資金（平成22年度予算） | 農の雇用促進対策資金（平成22年度予算） | 平22 | 平24 | 取崩型補助 | |
| | 全国砂糖・でん粉振興会議 | 畑作等緊急構造改革支援基金（さとうきび及びびでん粉原料用かんしょ緊急担い手対策事業） | 畑作等緊急構造改革支援基金（さとうきび及びびでん粉原料用かんしょ緊急担い手対策事業） | 平21 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | | 畑作等緊急構造改革支援基金（国内産糖・いもでん粉工場食品安全・環境対応型設備緊急整備事業） | 畑作等緊急構造改革支援基金（国内産糖・いもでん粉工場食品安全・環境対応型設備緊急整備事業） | 平21 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | 特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構 | 地域資源利用型産業創出緊急対策基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | | |
| | 全国土地改良事業団体連合会 | 土地改良負担金特別緊急対策基金 | 平21 | 平24 | 取崩型 利子助成 | | |
| 農林水産省 (林野庁) | 全国森林組合連合会 | 高齢級森林整備促進特別対策基金 | 平20 | 平22 | 取崩型 利子助成 | | |
| | | 花粉の少ない森林づくり資金（平成20年度予算） | 花粉の少ない森林づくり資金（平成20年度予算） | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | | 花粉の少ない森林づくり資金（平成21年度第1次補正予算） | 花粉の少ない森林づくり資金（平成21年度第1次補正予算） | 平21 | 平22 | 取崩型補助 | |

| 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 基金設置年度 | 基金廃止年度 | 運営形態・用途 | 事例等 |
|---------------------|------------------------|---|--------|--------|---------|---------------------------------|
| 農林水産省 (水産庁) | (社)大日本水産会 | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (収益力強化型ビジネス連携緊急支援事業) | 平20 | 平24 | 取崩型補助 | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (省燃油操業実証事業) | 平20 | 平22 | 取崩型補助 | |
| | | 漁船漁業構造改革総合対策基金 (省燃油操業実証事業運営事業) | 平20 | 平22 | 取崩型補助 | |
| | | 有害生物漁業被害防止総合対策基金 | 平20 | 平22 | 取崩型補助 | |
| | | 漁業担い手確保・育成対策基金 | 平20 | 平22 | 取崩型補助 | |
| | (財)魚価安定基金 | 国産水産物安定供給推進事業資金 (産地販売活動活性化事業) | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | 20 ^へ -ジ ^ろ |
| | (社)全国海水養魚協会 | 養殖業振興対策基金(養殖用飼料高騰緊急対策事業) | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | 特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構 | 水産業体質強化総合対策事業基金 (沿岸漁業等体質強化緊急対策勘定・漁業経営体質強化対策事業) | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | |
| | | 水産業体質強化総合対策事業基金 (沿岸漁業等体質強化緊急対策勘定・資源回復・漁場生産力強化事業) | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | |
| | | 漁場機能維持管理事業基金 | 平21 | 平22 | 取崩型補助 | |
| 経済産業省 | (一社)環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成21年度第2次補正予算) | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | 20 ^へ -ジ ^ろ |
| | (一社)低炭素投資促進機構 | 省エネルギー設備導入促進基金 (産業技術環境局分、平成22年度補正予算) | 平22 | 平24 | 取崩型補助 | |
| 経済産業省 (資源エネルギー庁) | (一社)新エネルギー導入促進協議会 | 新エネルギー導入促進基金 | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | 20 ^へ -ジ ^ろ |
| | (一社)低炭素投資促進機構 | 省エネルギー設備導入促進基金 (資源エネルギー庁分) | 平23 | 平24 | 取崩型補助 | |
| | (社)全国石油協会 | 環境・安全等対策基金(特定被災地域石油製品供給支援事業) | 平23 | 平24 | 取崩型補助 | 37 ^へ -ジ ^ろ |
| 経済産業省 (中小企業庁) | 全国商工会連合会 | 人材対策基金 | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | 全国商店街振興組合連合会 | 人材対策基金 | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| 国土交通省 | (一財)建設業振興基金 | 建設業と地域の元気回復基金(元気回復助成事業) | 平20 | 平23 | 取崩型補助 | |
| | (一社)環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金(環境対応車普及促進事業、平成21年度第2次補正予算) | 平21 | 平24 | 取崩型補助 | 20 ^へ -ジ ^ろ |
| 計 | | 基金法人数 32 基金数 47 | | | | |

注(1) (社)は社団法人、(財)は財団法人、(一社)は一般社団法人、(一財)は一般財団法人、(公社)は公益社団法人、(株)は株式会社のそれぞれの略である。

注(2) 複数の運営形態・用途が併存している基金については、主な運営形態・用途により分類している。

別表2 事例等として記載した基金一覧

運用型の基金の廃止の際に、運用益の残余分のうち、国庫補助金に係る運用益が国庫へ返納されていないもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 国庫へ返納され ていない額 |
|-----|-----|-----------|------------|---------|----------|----------|--|------------------|
| 事例1 | 1 | 厚生労働省 | (財)こども未来財団 | こども未来基金 | 平6 | 平22 | 子育て家庭の育児支援及び子どもを取り巻く環境を改善するため、デパート等における授乳室の整備等に対する助成等を行うもの | 25億4552万円 |

運用型の基金の廃止の際に、運用益の残余分のうち、国庫補助金に係る運用益が国庫へ返納されていないもの
※返納されなかった運用益の残余分は、結果として基金事業と同様の目的を有する事業のために費消されていたもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 国庫へ返納され なかった額 |
|-----|-----|-----------|----------------|----------|----------|----------|--|------------------|
| 表3 | 2 | 国土交通省 | (一社)海外建設協会 | 海外建設促進基金 | 昭52 | 平22 | 海外建設事業の振興に寄与するため、海外建設事業の事前調査等に対する助成等を行うもの | 665万円 |
| | 3 | | (財)淀川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 昭54 | 平23 | 淀川水系において、ダム建設に伴い水没関係住民の生活再建と水没関係地域の振興等に必要な資金の援助等を行うため、本法人の財政的基礎を確立し、事業の円滑な運営を図るもの | 1728万円 |
| | 4 | | (財)紀ノ川水源地域対策基金 | 水源地域対策事業 | 昭63 | 平22 | 紀ノ川水系において、ダム建設に伴い水没関係住民の生活再建と水没関係地域の振興等に必要な資金の援助等を行うため、本法人の財政的基礎を確立し、事業の円滑な運営を図るもの | 491万円 |

使用見込みのない額の返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができたもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 早期に国庫へ返 納できた額 |
|-----|-----|-----------|------------------|--|----------|----------|---|------------------|
| 事例2 | 5 | 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金（中小企業等雇用創出支援事業） | 平21 | - | 労働者の雇用及び生活の安定を図るため、十分な技能及び経験を有しない求職者を期間を定めて雇用して人材の育成を図る事業主に対して、助成金の支給等を行うもの | 202億3859万円 |
| | 6 | | | 緊急人材育成・就職支援基金（長期失業者等支援事業） | 平21 | - | 労働者の雇用及び生活の安定を図るため、民間職業紹介事業者に委託して、離職後1年以上経過している求職者に対して、再就職支援、職場定着指導を包括的に行う事業等を行うもの | 48億3478万円 |
| | 7 | | | 緊急人材育成・就職支援基金（日系人離職者支援事業） | 平21 | 平23 | 労働者の雇用及び生活の安定を図るため、日系人離職者に対して、帰国支援金を支給するもの | 4億1594万円 |
| | 8 | | | 緊急人材育成・就職支援基金（研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業） | 平21 | - | 労働者の雇用及び生活の安定を図るため、外国人の研修生等を受入れた団体が倒産等により研修生等の帰国旅費を確保できない場合に、受入れ団体に対して、帰国旅費を立替払するもの | 4922万円 |
| 事例3 | 9 | 経済産業省 | (一社)環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金（環境対応車普及促進事業、平成21年度第2次補正予算） | 平21 | 平24 | 地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図るため、環境性能に優れた道路運送車両法に基づく自家用自動車を購入した者に対して、補助を行うもの | 12億7242万円 |

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 早期に国庫へ返 納できた額 |
|-----|-----|-----------|-----------------------------------|--|------------------|----------|---|--|
| 表14 | 10 | 農林水 産省 | (財)魚価安定 基金 | 国産水産物安定供給推 進事業資金（直接取引 推進事業） | 平18 | 平23 | 水産物価格の安定を図ると ともに、水産業の健全な発展と漁 業者の経営の安定に資するた め、安定供給推進事業直接取引 推進事業に対して、助成を行う もの | 9億3486万円 |
| | 11 | | | 国産水産物安定供給推 進事業資金（産地販売 活動活性化事業） | 平20 | 平23 | 水産物価格の安定を図ると ともに、水産業の健全な発展と漁 業者の経営の安定に資するた め、安定供給推進事業産地販売 活動活性化事業に対して、助成 を行うもの | 4億5964万円 |
| | 12 | 経済産 業省 | (一財)ベン チャーエン タープライズ センター | 債務保証基金 | 昭50 | 平23 | 新たな事業分野の創造を促 し、我が国経済の活力を維持、 増進するため、ベンチャー企業 が新技術、新製品等の研究開発 等を行うのに必要な借入れにつ いて債務保証を行うもの | 1億4481万円 |
| | 13 | | | (一社)新エネ ルギー導入促 進協議会 | 新エネルギー導入促進 基金 | 平21 | 平24 | 民間事業者による太陽光発電 設備等の導入について支援する ため、民間事業者や民間事業者 と地方自治体が連携して行うな ど、太陽光発電設備等の導入事 業に対して、補助を行うもの |
| | 14 | 国土交 通省 | (一社)環境 パートナー シップ会議 | 環境対応車普及促進基 金（環境対応車普及促 進事業、平成21年度第 2次補正予算） | 平21 | 平24 | 地球温暖化対策の推進及び経 済の活性化を図るため、環境性 能に優れた自動車運送事業用自 動車を購入した者に対して、補 助を行うもの | 3億0216万円 |

使用見込みの低い基金を保有しているもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 使用見込みのな い額 |
|-----|-----|-----------|-------------------|----------|----------|----------|--|---------------|
| 事例4 | 15 | 国土交 通省 | (財)民間都市 開発推進機構 | 事業促進支援基金 | 平11 | - | 民間都市開発事業の促進を図 るため、土地取得譲渡業務で取 得した事業見込地について事業 実施計画の策定等、事業の促進 支援を行うもの | 13億4515万円 |

基金基準による保有割合の算出に当たり、過去の実績額等が反映されていなかったもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 |
|-----|-----|-----------|---------------|-------------------------|----------|----------|--|
| 事例5 | 16 | 農林水 産省 | (社)大日本水 産会 | ノリ養殖業構造調整・ 競争力強化助成基金 | 平18 | 平23 | 中国、韓国との交渉結果を受 け、ノリの輸入枠が段階的に拡 大しつつある中、協業化等によ る生産コストの削減を進め、国 際競争力の強化を図るため、漁 業者や漁協等が構造改革計画に 基づいて実施する生産性の低い ノリ自動乾燥機等の処分に係る 経費を助成するもの |

使用見込みのない額を保有しているもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 使用見込みのな い額 |
|-----|-----|-----------|----------------|--|----------|----------|---|---------------|
| 事例6 | 17 | 厚生労 働省 | 中央職業能力 開発協会 | 緊急人材育成・就職支 援基金（新卒者就職実 現プロジェクト事業） | 平22 | - | 労働者の雇用及び生活の安定 を図るため、事業主に対して、3 年以内既卒者の採用拡大のため の奨励金の支給等を行うもの | 25億0101万円 |

| 事例等 | No. | 所管府省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置年度 | 廃止年度 | 基金事業の概要 | 使用見込みのない額 |
|-----|-----|-------|------------------|------------------------------------|------|------|---|------------|
| 事例7 | 18 | 経済産業省 | (一社)環境パートナーシップ会議 | 環境対応車普及促進基金(低炭素型雇用創出産業立地推進事業) | 平22 | - | 低炭素型産業の国内集積を高め、地域経済の活性化を図るため、低炭素社会の基盤となり将来の大きな成長が見込まれる市場において、国内雇用の創出に寄与しつつ国内への投資を加速し設備等を新增設する企業に対して、補助を行うもの | 342億3064万円 |
| 事例8 | 19 | 国土交通省 | 日本自動車整備商工組合連合会 | 自動車整備近代化資金 | 昭58 | - | 指定整備事業者の行う車検整備の割合の維持向上を図り、国の検査業務の合理化に寄与するため、整備事業者が自動車整備の近代化を行うのに必要な資金の借入れに対する債務保証等を行うもの | 5億9053万円 |
| 表15 | 20 | 外務省 | (公財)日中友好会館 | 東アジア青少年交流基金 | 平18 | - | 21世紀東アジア青少年大交流計画を実施するため、中国及びモンゴルの青少年を対象とする短期及び中長期の招へい事業や日本の青少年の中国への派遣事業等を実施するもの | 8億9923万円 |
| | 21 | | (公財)日韓文化交流基金 | 東アジア青少年交流基金 | 平18 | - | 21世紀東アジア青少年大交流計画を実施するため、日韓の青少年を対象とする短期及び中長期の招へい事業や派遣事業等を実施するもの | 2億3504万円 |
| | 5 | 厚生労働省 | 中央職業能力開発協会 | 緊急人材育成・就職支援基金(中小企業等雇用創出支援事業) | 平21 | - | 前記のNo. 5と同じ | 3939万円 |
| | 6 | | | 緊急人材育成・就職支援基金(長期失業者等支援事業) | 平21 | - | 前記のNo. 6と同じ | 1億3779万円 |
| | 8 | | | 緊急人材育成・就職支援基金(研修生・技能実習生の帰国旅費立替払事業) | 平21 | - | 前記のNo. 8と同じ | 11万円 |
| | 22 | 農林水産省 | 全国農業協同組合連合会 | 担い手経営展開支援リース事業積立金 | 平17 | - | 認定農業者等が経営規模の拡大や経営転換を進められるようにするため、農業用機械等をリース会社から借り受ける場合のリース料を助成するもの | 2億3128万円 |
| | 23 | 経済産業省 | (社)全国石油協会 | 環境・安全等対策基金(立地最適化事業等) | 平20 | - | 良質な石油製品の安定供給の確保等を図るため、給油所を集約化等したものについて、計量機や洗車機等を導入する際のリース料の助成等を行うもの | 1億3128万円 |
| | 24 | | | 環境・安全等対策基金(省エネ型石油製品販売業転換対策事業) | 平20 | - | 石油販売業の省エネ化の推進を図るため、給油所に省エネ機器を導入する際のリース料の助成等を行うもの | 2371万円 |
| | 25 | | 日本商工会議所 | 人材対策基金 | 平20 | - | 中小・小規模企業の雇用環境の整備を促進するため、中小・小規模企業の雇用機会の創出、求人ニーズに対応する求職者とのマッチングの促進、中小・小規模企業が新たな事業展開等を図るための人材育成等の支援を行うもの | 2億0621万円 |

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 使用見込みのな い額 |
|-----|-----|-----------|--------------------------|--|----------|----------|---|---------------|
| 表15 | 26 | 経済産 業省 | (一社)環境 パートナー シップ会議 | 環境対応車普及促進基 金(レアアース等利用 産業等設備導入事業) | 平22 | - | レアアース等の供給不安に左 右されない強じんな産業構造を いち早く実現するため、レア アース等の使用を極力減らす技 術及び使用しない技術を活用し た製造プロセスの事業化、レア アース等の国内循環に資する設 備の導入等を行う法人等に対し て、補助を行うもの | 59億2815万円 |
| | 27 | | | 環境対応車普及促進基 金(環境対応車普及促 進事業、平成23年度第 4次補正予算) | 平23 | - | 環境対策に貢献するととも に、国内市場活性化を図るた め、環境性能に優れた道路運送 車両法に基づく自動車を購入し た者に対して、補助を行うもの | 43億9383万円 |
| | 28 | 国土交 通省 | (一社)環境 パートナー シップ会議 | 環境対応車普及促進基 金(環境対応車普及促 進事業、平成23年度第 4次補正予算) | 平23 | - | 環境対策に貢献するととも に、国内市場活性化を図るた め、環境性能に優れた自動車運 送事業用自動車を購入した者 に対して、補助を行うもの | 5億2900万円 |

運用収入等による基金事業が公表されていないもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 |
|-----|-----|------------------------|--------------------------|----------|----------|--|---|
| 事例9 | 29 | 国土交 通省 | (公財)不動産 流通近代化セ ンター | 信用・指導基金 | 昭55 | - | 経営基盤の強化と円滑かつ合 理的な不動産流通市場の整備・ 近代化を促進するため、協業体 が共同事業等を行うのに必要な 借入れについての債務保証等 を行うもの |
| 表16 | 30 | 農林水 産省 | (公財)海外漁 業協力財団 | 貸付事業資金 | 昭48 | - | 海外漁場の確保と海外漁業協 力を一体的に推進するため、海 外漁業協力事業を行う本邦法人 等に対して、当該事業の実施の ための貸付けを行うもの |
| | 31 | 国土交 通省 | (一財)建設業 振興基金 | 信用・指導基金 | 昭50 | - | 建設業の近代化、合理化を促 進し、その体質改善強化を図る ため、建設業団体等が共同事業 を行うのに必要な借入れにつ いての債務保証等を行うもの |
| | 32 | | | 建設業安定化基金 | 平10 | - | 建設業者への資金供給の円滑 化を図るなどのため、事業協同 組合等が中小・中堅建設業者に 転貸融資するのに必要な借入れ についての債務保証等を行うもの |
| | 33 | (公社)全国市 街地再開発協 会 | 民間再開発促進基金 | 昭53 | - | 民間による市街地再開発事業 等の促進を図るため、再開発組 合等が当該事業を行うのに必要 な借入れについての債務保証等 を行うもの | |

基金の返納の際に、国庫補助金により設置造成された基金の額と国庫への返納額に差額が生じたもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 国庫へ返納でき なかつた額 |
|-----|-----|-----------|-------------------|-----------------|----------|----------|---|------------------|
| ① | 34 | 厚生労 働省 | (公社)国民健 康保険中央会 | 国保特別対策基金 | 平5 | 平22 | 国民健康保険財政の安定化に 資するため、医療費適正化に係 る対策会議、研修会の実施等 を行うもの | 8億3912万円 |
| 表18 | 35 | 経済産 業省 | (社)潤滑油協 会 | 潤滑油製造業近代化基 金 | 昭53 | 平22 | 潤滑油製造業の合理化、高度 化対策に関する事業が円滑に行 われるようにするため、潤滑油 に関する品質、性能の試験研究 等を行うもの | 1億4554万円 |

基金事業に係る支出がないもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 設置造成額 |
|-----|-----|-----------|-------------------|------------------|----------|----------|---|----------|
| ② | 36 | 国土交 通省 | (財)民間都市 開発推進機構 | まち再生基金（港湾局 分） | 平19 | - | 都市再生に資する民間都市開 発事業の立ち上げを支援するた め、港湾における民間事業者に よる拠点施設の整備に対して出 資を行うもの | 7億3000万円 |

基金事業に係る支出がないもの
※平成24年度末までに廃止されているもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 設置造成額 |
|-----|-----|-----------|---------------|--|----------|----------|---|----------|
| 表19 | 37 | 農林水 産省 | (社)大日本水 産会 | 漁船漁業構造改革総合 対策基金（担い手漁業 経営改革支援リース事 業） | 平19 | 平24 | 漁船漁業の改革を推進するた め、担い手漁業経営改革支援 リース事業等を実施する水産業 協同組合等に対して、助成する もの | 2億5920万円 |
| | 38 | 経済産 業省 | (社)全国石油 協会 | 環境・安全等対策基金 （特定被災地域石油製 品供給支援事業） | 平23 | 平24 | 石油製品の安定供給の確保を 図るため、石油元売事業者等が 国の要請により東日本大震災又 はこれに伴う津波の被害等によ り石油製品の安定供給が困難と なった地域に石油製品を供給 し、その販売代金の回収が困難 となった場合にその損失の補填 を行うもの | 9億1035万円 |

基金事業として使用見込みのない額を保有しているもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 使用見込みのな い額 |
|-----|-----|-----------|----------------|-----------------------------------|----------|----------|--|---------------|
| ③ | 39 | 厚生労 働省 | 中央職業能力 開発協会 | 緊急人材育成・就職支 援基金（緊急人材育成 支援事業） | 平21 | - | 労働者の雇用及び生活の安定 を図るため、雇用保険の求職者 給付を受給できない者に対し、 訓練・生活支援給付金の支給等 を行うもの | 752億3648万円 |

基金保有額を超える額を今後の支出見込額としているもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 | 基金保有額を超 える支出見込額 |
|-----|-----|-----------|----------------|--------------------------------------|----------|----------|---|--------------------|
| ④ | 40 | 厚生労 働省 | 中央職業能力 開発協会 | 緊急人材育成・就職支 援基金（成長分野等 人材育成支援事業） | 平22 | - | 労働者の雇用及び生活の安定 を図るため、健康、環境分野等 の事業を行う事業主に対して、 事業主が負担した労働者の訓練 に要した経費に対する奨励金の 支給等を行うもの | 93億8063万円 |

公益目的事業財産とされた基金の国庫補助金等を国庫へ返納する際の取扱いが明確でないもの

| 事例等 | No. | 所管府 省名 | 基金法人名 | 基金名 | 設置 年度 | 廃止 年度 | 基金事業の概要 |
|-----|-----|-----------|------------------|-----------------|----------|----------|--------------|
| ⑤ | 20 | 外務省 | (公財)日中友 好会館 | 東アジア青少年交流基 金 | 平18 | - | 前記のNo. 20と同じ |
| 表20 | 21 | | (公財)日韓文 化交流基金 | 東アジア青少年交流基 金 | 平18 | - | 前記のNo. 21と同じ |

注(1) No. 5、6、8、20、21の基金は、事例等としての記載が2回ある。

注(2) (社)は社団法人、(財)は財団法人、(一社)は一般社団法人、(一財)は一般財団法人、(公社)は公益社団法人、(公財)は公益財団法人のそれぞれの略である。